
豊田市つながる拠点づくり計画
～豊田市立地適正化計画～

別 冊

防災指針

2023年12月 豊田市

目 次

| | | |
|----------|-------------------------------|-----------|
| 1 | 防災指針とは | 1 |
| | (1) 防災指針策定の背景と目的 | 1 |
| | (2) 防災指針の位置付け | 1 |
| 2 | 災害リスクの分析と課題の抽出 | 2 |
| | (1) 市域の概況 | 2 |
| | (2) 災害ハザード情報等の収集、整理 | 5 |
| | (3) 災害リスクの分析の視点 | 8 |
| | (4) 水害に関する災害リスクの分析 | 9 |
| | (5) 地震に関する災害リスクの分析 | 17 |
| | (6) 課題の抽出 | 19 |
| 3 | 防災まちづくりの方向性と取組方針 | 21 |
| | (1) 防災まちづくりの方向性 | 21 |
| | (2) 防災まちづくりの取組方針 | 21 |
| 4 | 具体的な取組 | 22 |
| | (1) 意識づくり | 22 |
| | (2) 体制づくり | 25 |
| | (3) 基盤づくり | 28 |
| 5 | 評価指標 | 34 |
| | 参考－地域別の取組 | 36 |
| | (1) 地域区分 | 36 |
| | (2) 地域別の課題と主な取組 | 37 |

1 防災指針とは

(1) 防災指針策定の背景と目的

<背景>

頻発化・激甚化する自然災害へ対応するため、防災まちづくりを推進する観点から総合的な対策の必要性が高まったことを受け、都市のコンパクト化と合わせた災害に強い安全なまちづくりの推進を目的として、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正されました。

【改正のポイント】

- ・居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- ・居住誘導区域内で行う防災対策や安全確保策を定める「防災指針」の作成

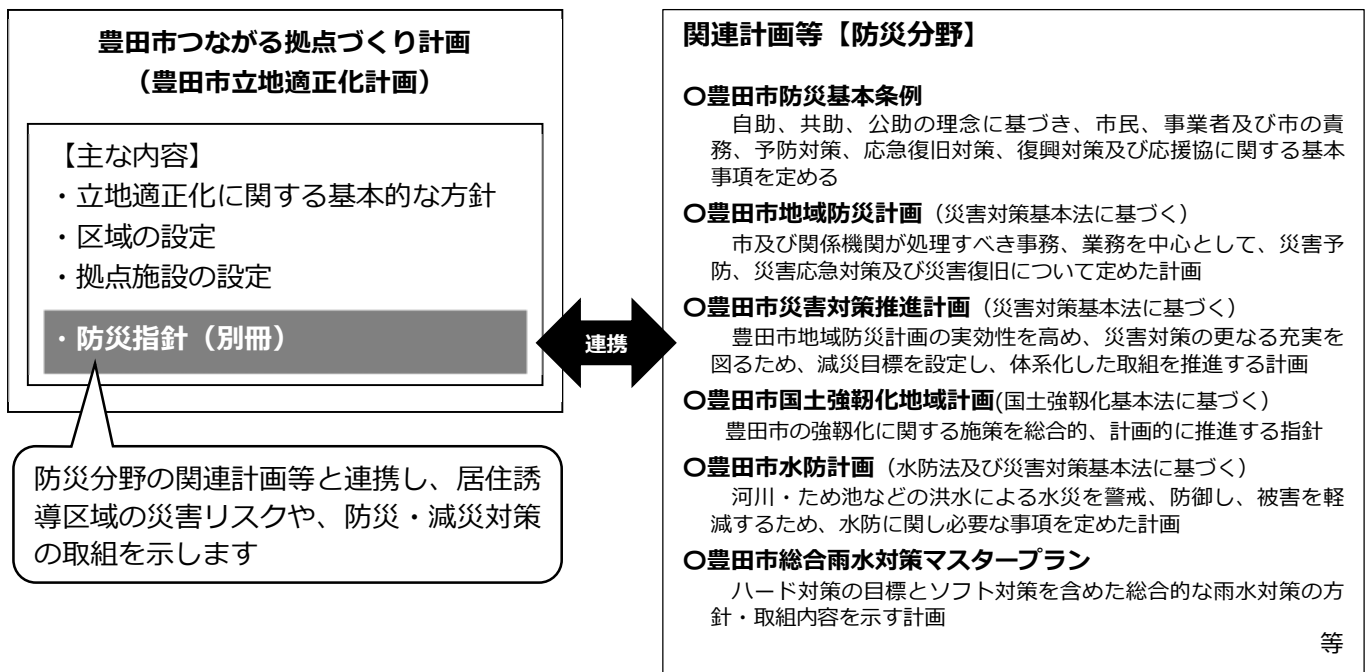
<目的>

本市の災害ハザードエリアをみると、山間部では土砂災害警戒区域等が指定されており、都市部の河川周辺では浸水想定区域が指定されています。特に近年、全国各地で豪雨による水害が頻発化・激甚化し、本市でも都心部^{※1}等において浸水被害の発生が懸念されています。

そこで、豊田市立地適正化計画が目指す活力と魅力を備えた持続可能な都市の形成に向けて、本市が直面する災害リスクの回避、低減を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するために防災指針を策定するものです。

※1:豊田市駅及び新豊田駅を中心とする地区

(2) 防災指針の位置付け

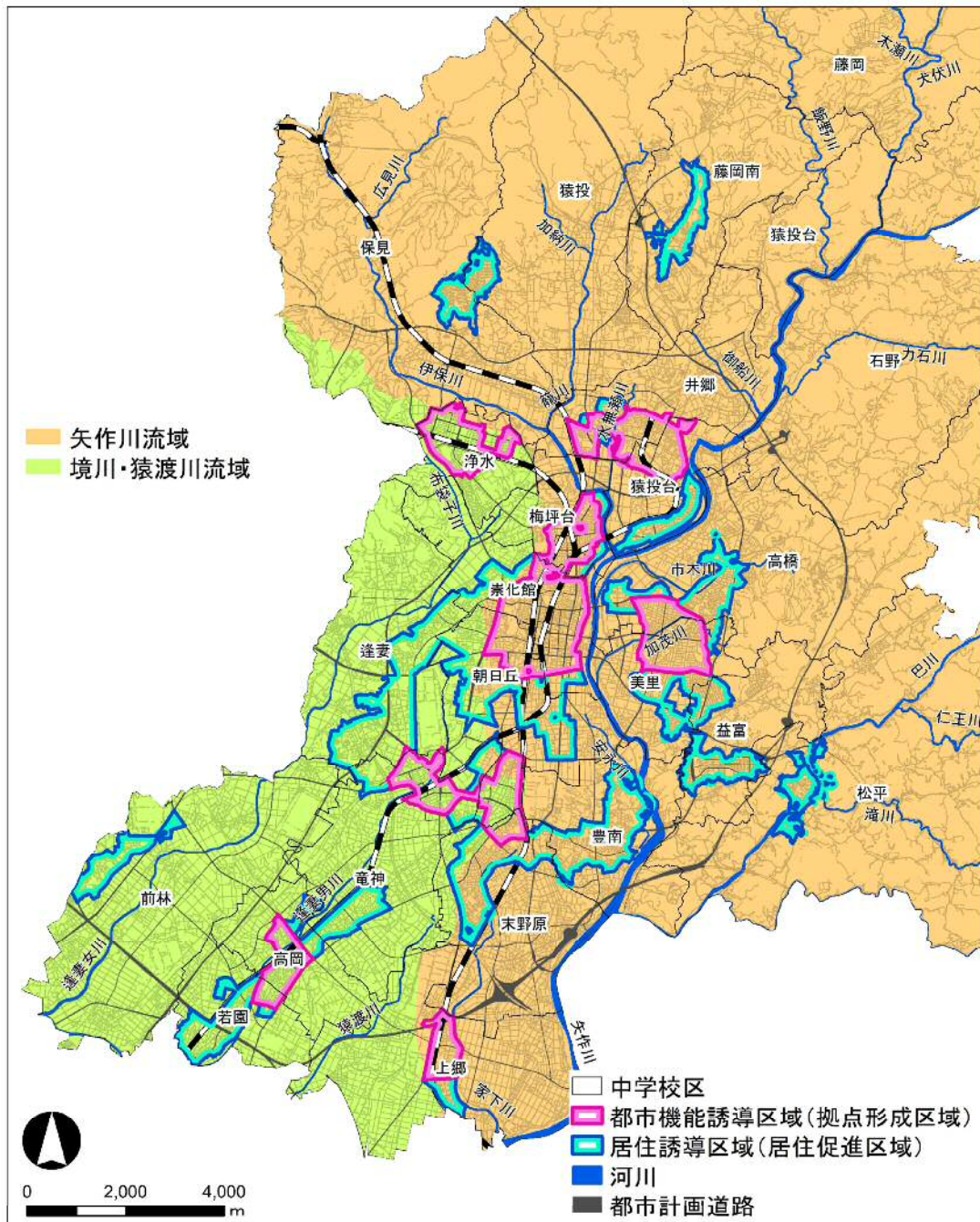


2 災害リスクの分析と課題の抽出

(1) 市域の概況

① 流域

本市の都市計画区域は、矢作川流域と境川・猿渡川流域の2つの流域に分かれています。このうち、境川・猿渡川流域は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、平成24年4月に特定都市河川流域に指定されています。



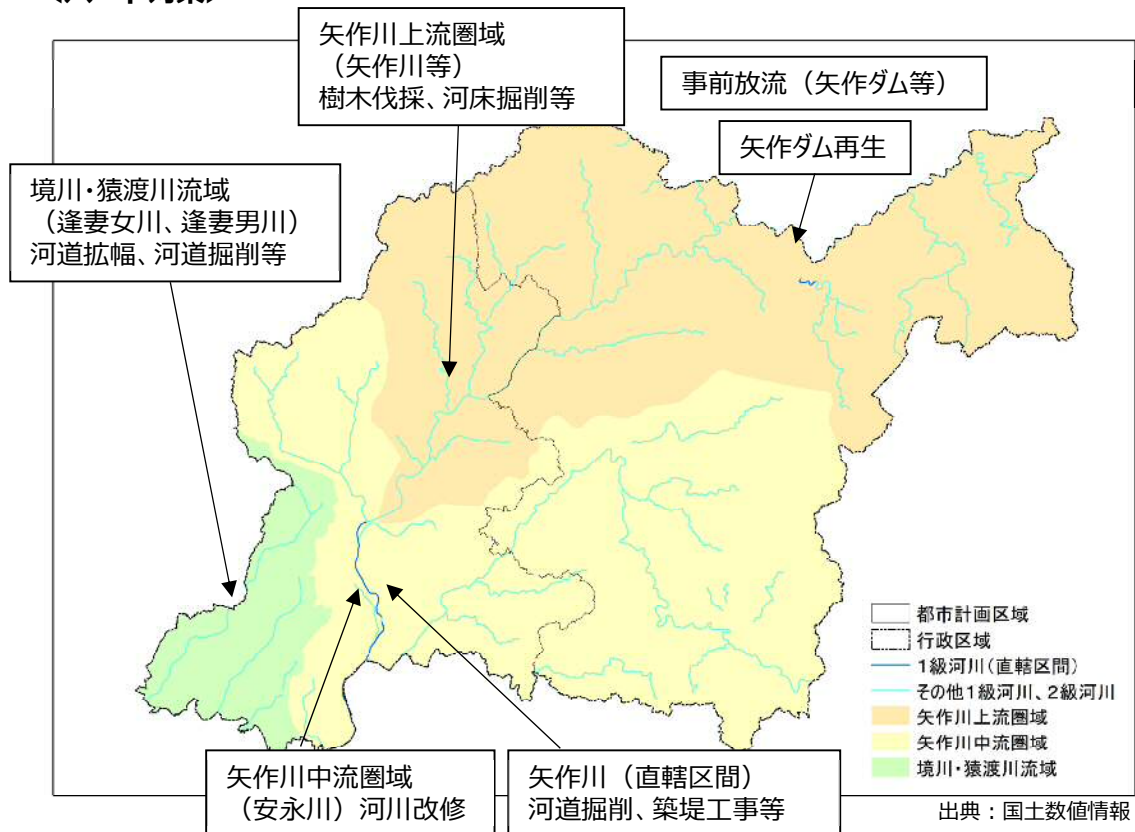
図：流域の状況

出典：国土数値情報

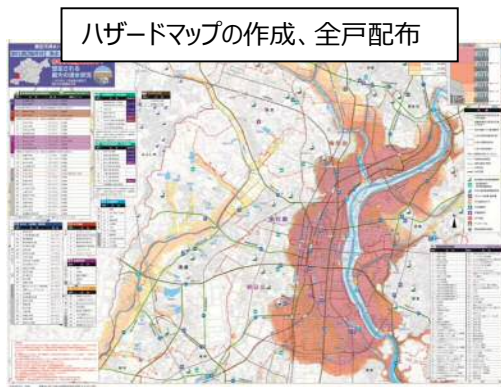
③ 近年の主な災害対策の取組

豊田市防災基本条例で定めた、自助、共助、公助の理念に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携・共働し、災害リスクを低減し都市の安全性向上を図るため、豊田市地域防災計画や豊田市災害対策推進計画等により、河川整備等のハード対策とハザードマップの作成、配布などのソフト対策を両輪として、継続して災害対策に取り組んでいます。

<ハード対策>



<ソフト対策>



豊田市水害情報サイトの公開



防災ラジオの販売



出前講座の実施



(2) 災害ハザード情報等の収集、整理

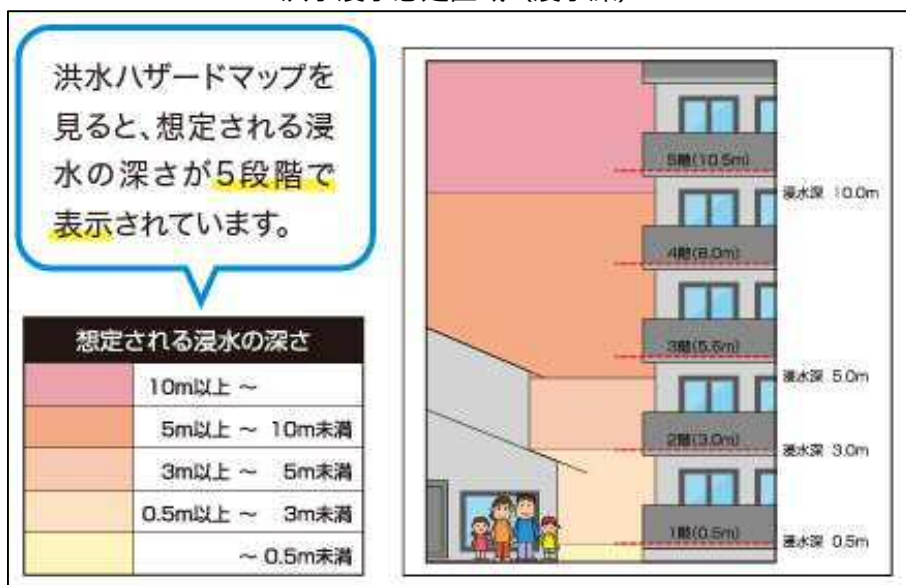
本市における災害ハザード情報は以下のとおりです。

| 災害の種類 | 災害ハザード情報 | 概要 |
|---------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂災害 | 土砂災害特別警戒区域 | ・土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域 |
| | 土砂災害警戒区域 | ・土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | ・がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地と、がけ崩れが助長・誘発されないようにするため切土や盛土など一定の行為を制限する必要がある土地の区域 |
| | 地すべり防止区域 | ・現に地すべりしている区域や地すべりするおそれがある区域 |
| 水害 | 洪水浸水想定区域 | ・洪水時に浸水が想定される区域で、浸水した場合の水深や浸水継続時間を示した区域 |
| | 計画規模降雨 (以下「L1」という。) | ・おおむね30～150年に1回程度の確率で発生する規模の大雨による洪水 |
| | 想定最大規模降雨 (以下「L2」という。) | ・おおむね1,000年に1回程度の確率で発生する規模の大雨による洪水 |
| | 内水浸水想定区域 | ・一時的に大量の降雨が生じた場合、この降雨が下水道、河川等に排水できないことによって発生が予想される浸水について、その区域と浸水した場合に想定される水深を示した区域 |
| | L1 | ・おおむね10年に1回程度の確率で発生する規模の大雨による洪水 |
| | L2 | ・おおむね1,000年に1回程度の確率で発生する規模の大雨による洪水 |
| | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | ・大規模な洪水が発生した場合、家屋が倒壊又は流失する危険がある区域 |
| | 氾濫流 | ・堤防が決壊した場合に激しい氾濫流が発生するおそれがある区域 |
| 河岸侵食 | ・河川の流れによって護岸や堤防とともに侵食されるおそれがある区域 | |
| ため池の決壊により浸水が想定される区域 | ・大雨や大規模な地震等によりため池の堤体（堤防）が決壊した場合、人家や公共施設に被害が出るおそれのある区域 | |
| 地震 | 震度（理論上最大） | ・南海トラフで発生するおそれのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した場合における地震の揺れの程度を示すもの |
| | 液状化危険度（理論上最大） | ・南海トラフで発生するおそれのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した場合における液状化の危険性を示すもの |

※大規模盛土造成地については、国のガイドラインに基づき平成19年度～20年度に実施した調査の結果、地震時の地盤の安定性が確認できているため、災害ハザード情報から除外しています。

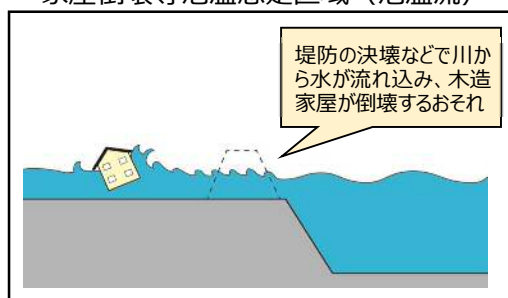
<災害ハザードのイメージ>

洪水浸水想定区域（浸水深）

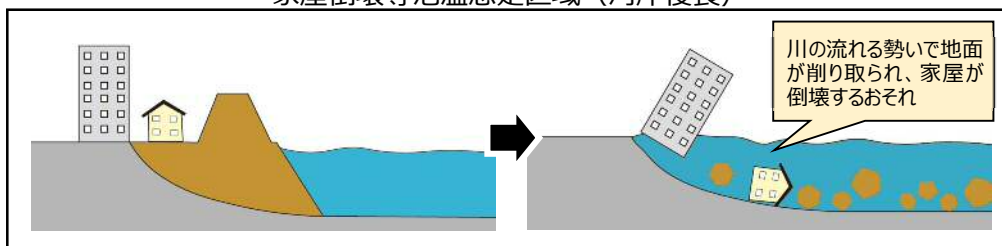


出典：豊田市洪水ハザードマップガイド

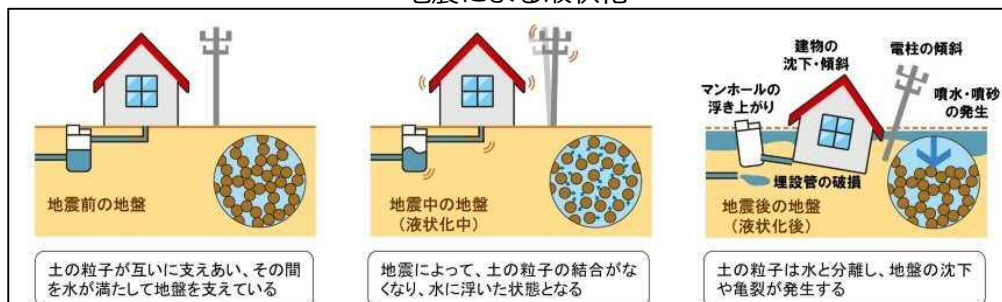
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）



家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）



地震による液状化



出典：国土交通省 Web サイト 液状化現象について

災害ハザード情報のうち、本市の居住誘導区域には、浸水や液状化等のおそれがあるエリアが指定されているため、水害や地震について詳細に分析します。

| 災害ハザード情報 | | 運用指針※1における居住誘導区域の取扱い | 豊田市立地適正化計画における取扱い | 分析するハザード |
|---------------------|------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 土砂災害特別警戒区域 | 災害 レッド ゾーン | 原則として含まない | 居住誘導区域から除外済み | - |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | | | 市街化区域に存在しない | |
| 地すべり防止区域 | | | | |
| 土砂災害警戒区域 | | | 居住誘導区域から除外済み | - |
| 浸水想定区域※2 (L1、L2) | 浸水深 浸水継続時間 | 災害リスク・警戒避難体制の整備、防災施設の整備状況等から総合的に判断するべき | 河川改修等の防災・減災対策が継続的に行われることを前提に居住誘導区域に含む | ○ |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 氾濫流 河岸侵食 | | | |
| 最大震度分布 | 記載なし | | | |
| 液状化危険度 | 記載なし | | - | ○ |

※1：都市計画運用指針（国土交通省 令和4年4月）

※2：内水浸水想定区域、ため池の決壊により浸水が想定される区域を含む

<トピックス：豊田市水害情報サイト>

本市では水害に関する情報を集約した「豊田市水害情報サイト」を公開しています。浸水のおそれのあるエリアを3Dイメージ動画や画像で表示できるほか、矢作川が破堤した際に水が広がっていく様子などを確認することができます。

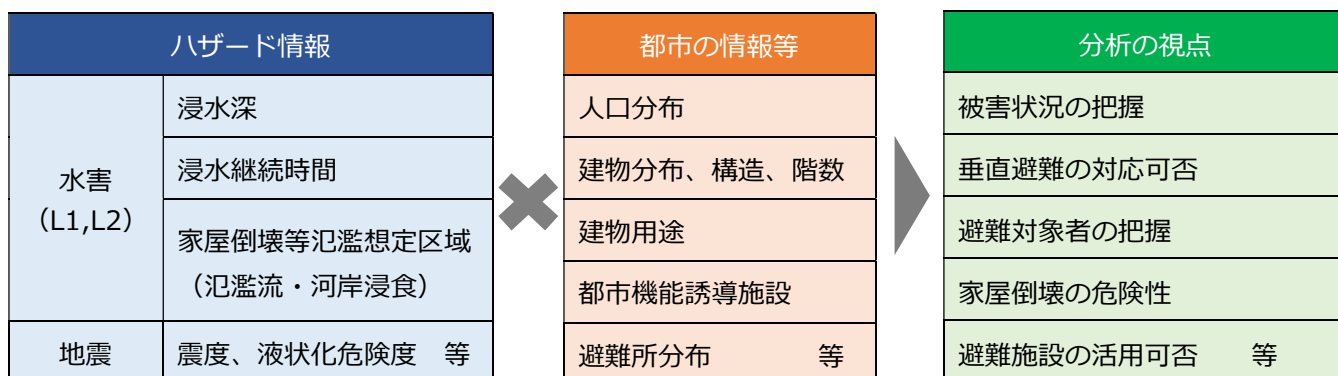
ご覧いただける内容

- ⇒ 3D浸水イメージ動画
- ⇒ 3D浸水イメージ画像
- ⇒ 矢作川が破堤した場合の浸水シミュレーション動画
- ⇒ 避難場所、雨量観測所、水位観測所、河川監視カメラ等を表示

<https://www2.city.toyota.aichi.jp/hazardmap/web/index.html>

(3) 災害リスクの分析の視点

防災、避難対策との整合を図るため中学校区に留意しながら、災害ハザード情報と都市の情報
報を重ね合わせ、どこで、どの程度の災害リスクが見込まれるかを分析します。



<分析データの出典>

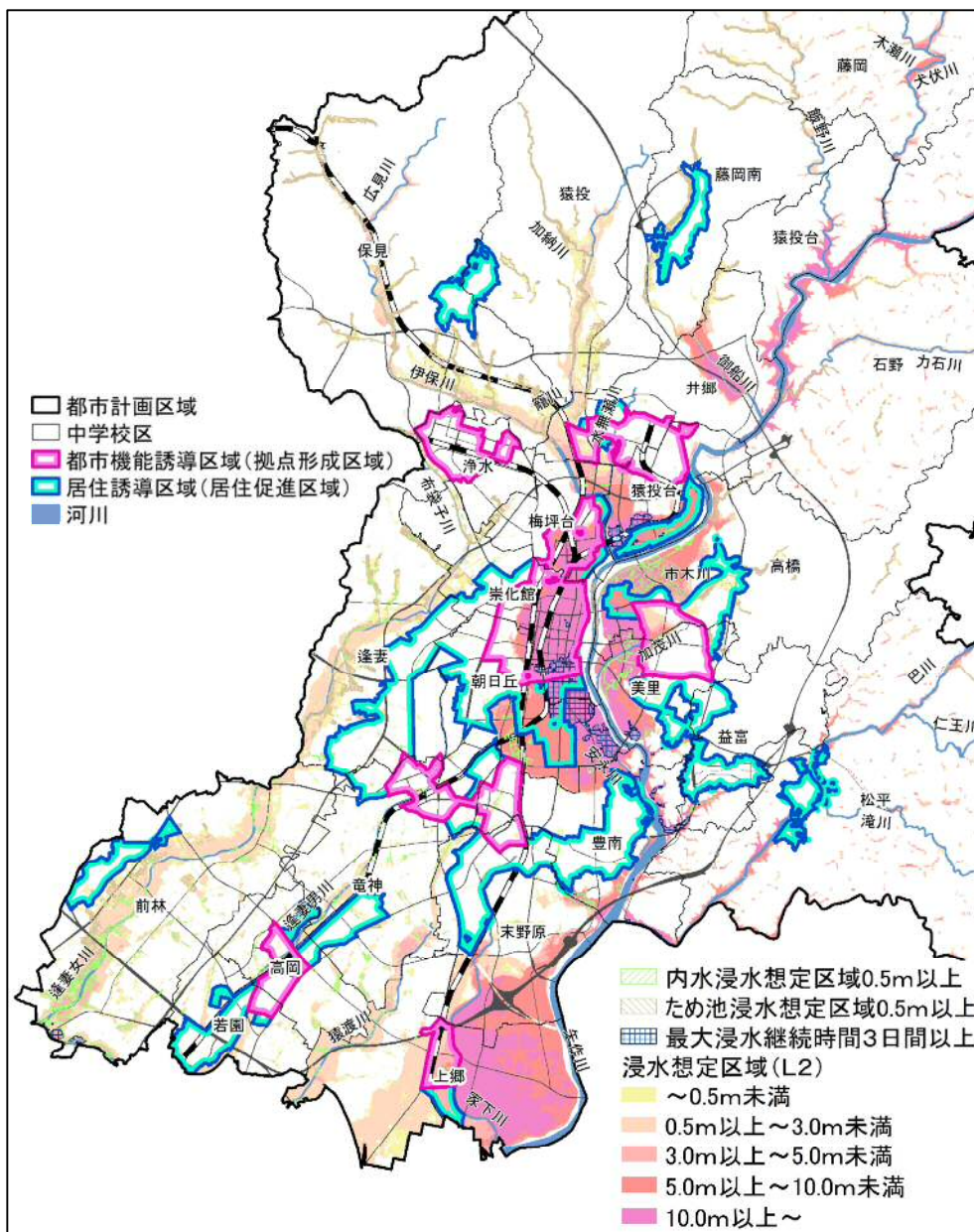
| 分析データ | 出典 | 作成等年次 |
|------------------------|---------------------------------------|------------------------|
| 浸水想定区域 (L1、L2) ※ | 内水浸水想定区域図、洪水浸水想定区域図・浸水予想図及びため池ハザードマップ | L1: 2020年 L2: 2020年 |
| 浸水継続時間 (L2) | | 2021年 |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸侵食) | 家屋倒壊等氾濫想定区域図 | 2021年 |
| 最大震度分布 | 南海トラフの巨大地震に対する豊田市地震被害予測結果報告書 | 2015年 |
| 液状化危険度 | | |
| 人口 | 令和2年度国勢調査 | 2020年調査 2022年公開 |
| 建物用途、構造、階数 | 都市計画基礎調査 | 2020年 |
| 都市機能誘導施設 | 豊田市所有データ | 2021年 |
| 避難所分布 | 豊田市所有データ | 2022年 |

(4) 水害に関する災害リスクの分析

① 浸水想定区域 L 2 の面積

浸水想定区域（L 2）等の災害ハザードの面積の把握を行います。浸水想定区域（L 2）全体の面積は約 1,019ha あり、災害ハザードの中で最も広範囲です。居住誘導区域（約 4,116ha）の約 25%が浸水想定区域に含まれ、そのうち約 66%が一般的な家屋の2階が水没する浸水深 5.0m 以上の区域に含まれます。また、都心周辺※には浸水が3日間以上続くエリアが一部存在し、そのうち約 93%が崇化館、朝日丘中学校区です。

※都心周辺：崇化館、朝日丘、高橋、猿投台、美里、梅坪台



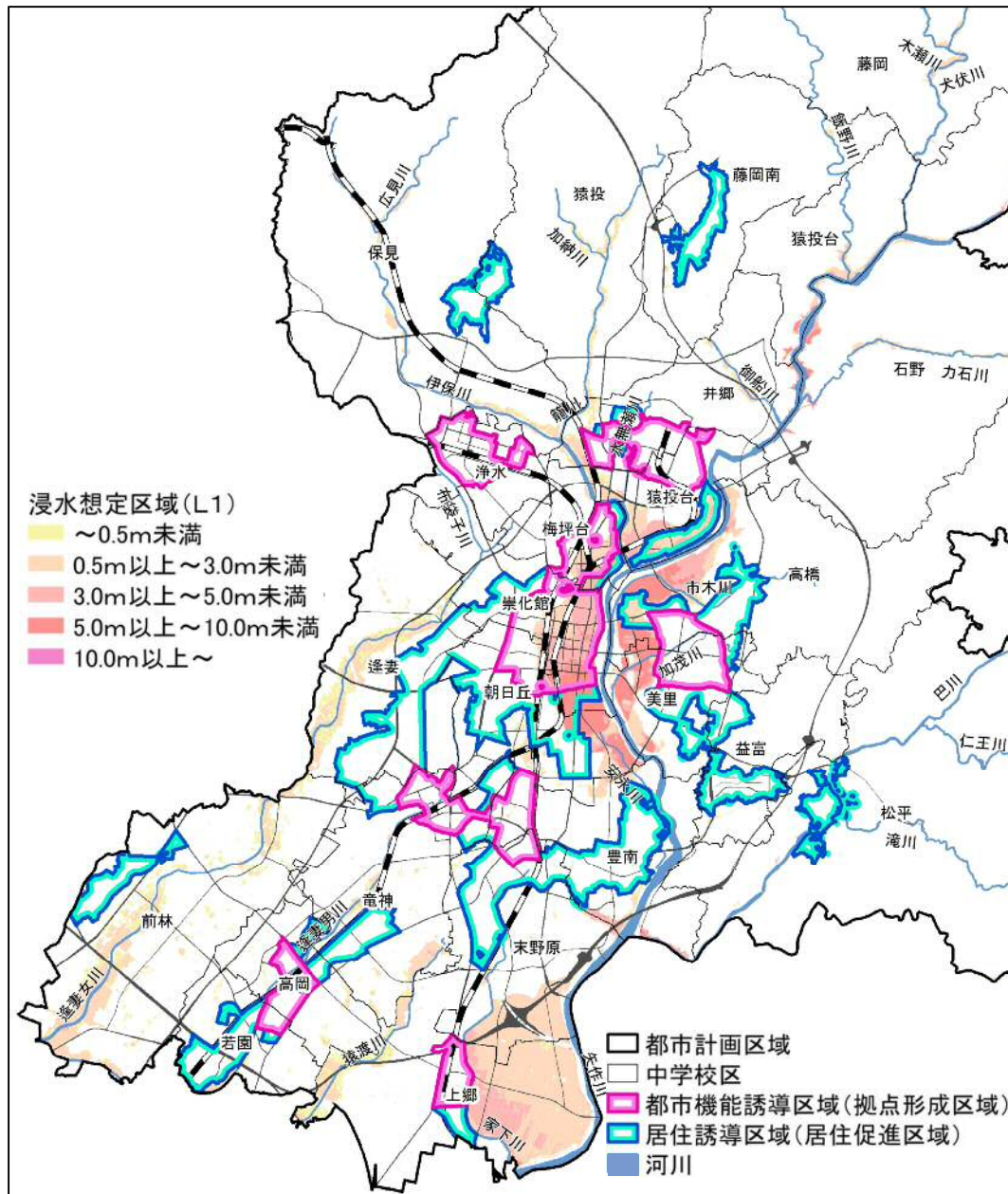
図：浸水想定区域（L 2）等の指定状況

| 災害ハザード | 面積 (ha) | 割合 | 災害ハザード | 面積 (ha) | 割合 |
|------------------|---------|------|---------------|---------|-----|
| 居住誘導区域全体 | 4,116 | - | 浸水想定区域（L 2）全体 | 1,019 | - |
| 浸水想定区域（L 2）全体 | 1,019 | 25% | 0.5m以上 | 925 | 91% |
| 浸水想定区域（L 1）全体 | 473 | 19% | 3.0m以上 | 764 | 75% |
| 内水浸水想定区域（0.5m以上） | 12 | 0.3% | 5.0m以上 | 670 | 66% |
| 最大浸水継続時間（3日間以上） | 77 | 2% | | | |

表：居住誘導区域内の浸水想定区域（L 2）等の面積と割合

② 浸水想定区域 L 1 と L 2 の比較

L 1 と L 2 における浸水想定区域の面積の比較を行います。L 1 での居住誘導区域内の浸水想定区域の面積は L 2 での面積の約 46%、都心周辺に限れば約 60%であり、L 1 と L 2 のどちらの規模においても広範囲の浸水が想定されます。



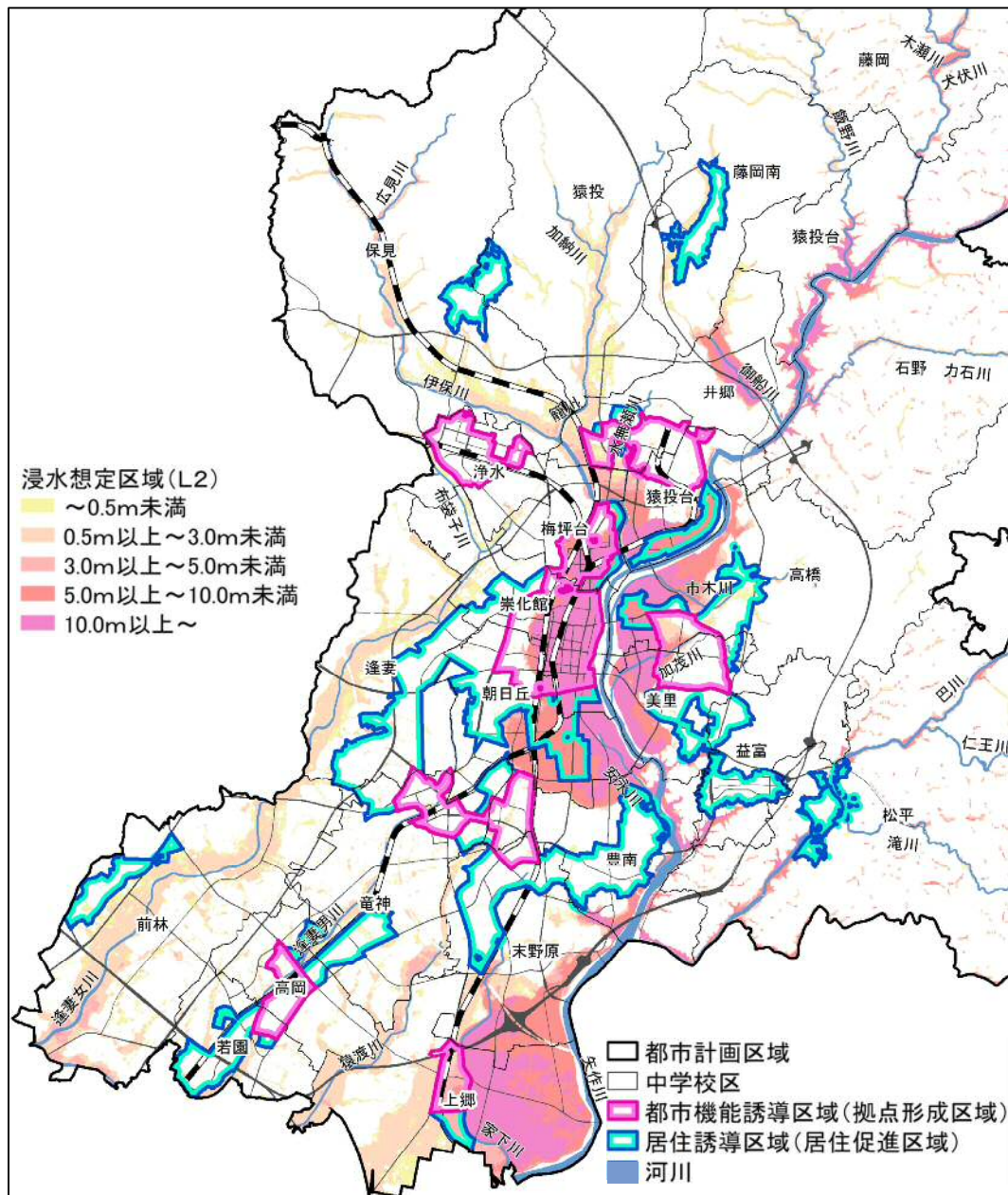
図：浸水想定区域（L 1）の指定状況

| 浸水深 | L 1 | | L 2 | | L 1 / L 2 | |
|----------|------------|--------------|------------|--------------|-----------|------|
| | 全体 (ha) | 都心周辺 (ha) | 全体 (ha) | 都心周辺 (ha) | 全体 | 都心周辺 |
| 浸水想定区域全体 | 473 | 452 | 1,019 | 748 | 46% | 60% |
| 0.5m以上 | 450 | 441 | 925 | 718 | 49% | 61% |
| 3.0m以上 | 292 | 291 | 764 | 662 | 38% | 44% |
| 5.0m以上 | 94 | 94 | 670 | 627 | 14% | 15% |

表：居住誘導区域内の浸水想定区域の面積の比較

③ 浸水深（L2）と人口分布

浸水深（L2）と人口分布から、避難対象者数の把握を行います。居住誘導区域内の人口の約24%、約66,000人が浸水想定区域に含まれ、避難対象者となります。また、避難対象者のうち約74%が3階未満の建物で垂直避難が困難になる浸水深3.0m以上の区域に含まれます。



図：浸水想定区域（L2）の指定状況

| 浸水深（L2） | 人口（人） | |
|----------|---------|-----|
| 居住誘導区域全体 | 277,000 | — |
| 浸水想定区域全体 | 66,000 | 24% |
| 0.5m以上 | 58,000 | 88% |
| 3.0m以上 | 46,000 | 74% |
| 5.0m以上 | 43,000 | 65% |

表：居住誘導区域内の浸水想定区域（L2）の人口

④ 浸水深（L2）と建物分布、階数

浸水深（L2）と建物分布、階数から、垂直避難の対応可否について把握を行います。居住誘導区域内の建物の約21%、約31,000軒が床上浸水となる浸水深0.5m以上の区域に立地しています。さらに、浸水深0.5m以上の区域に立地する建物のうち約91%が建物の最高床面を超える浸水深となり、垂直避難が困難な建物となる可能性があります。

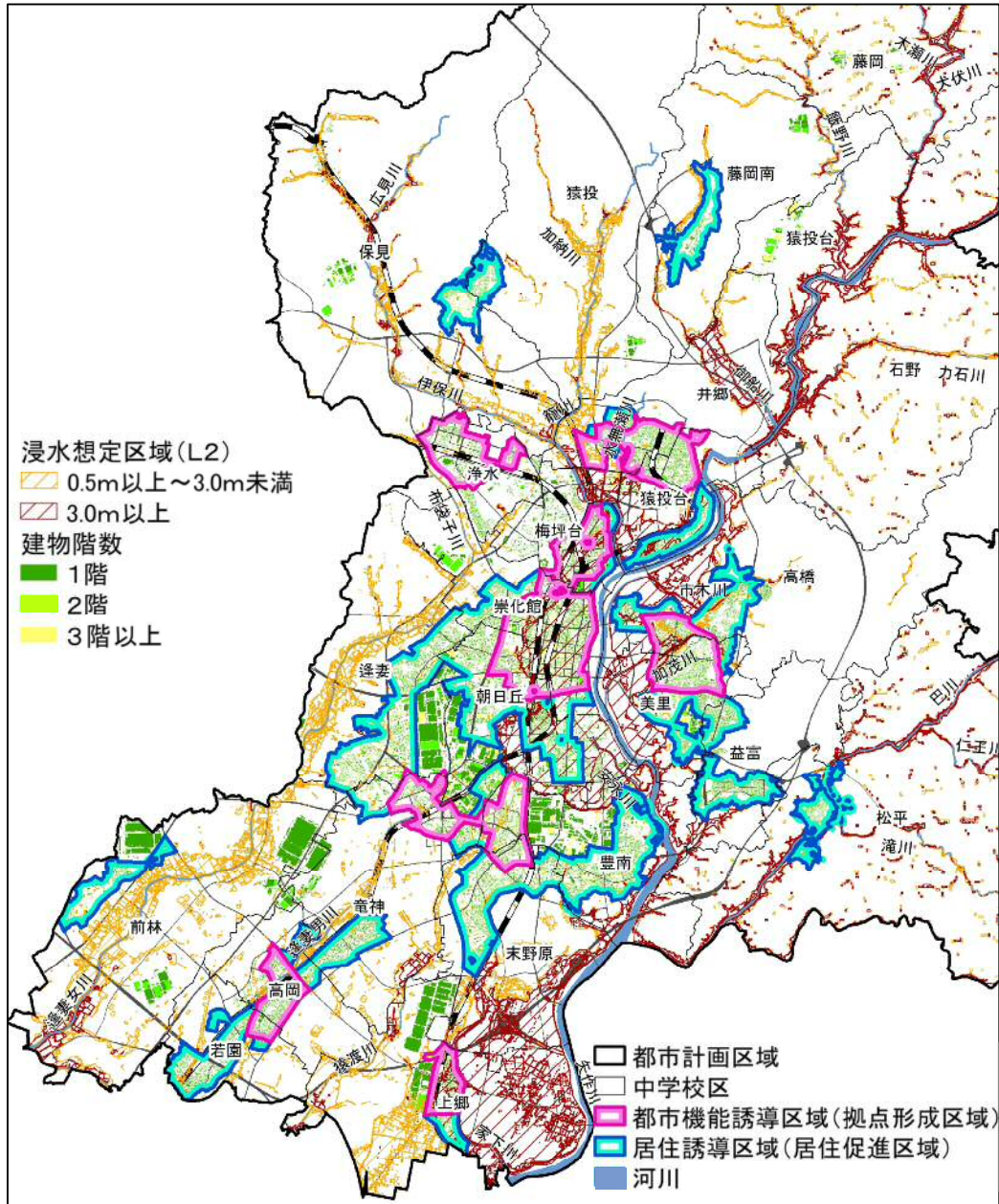


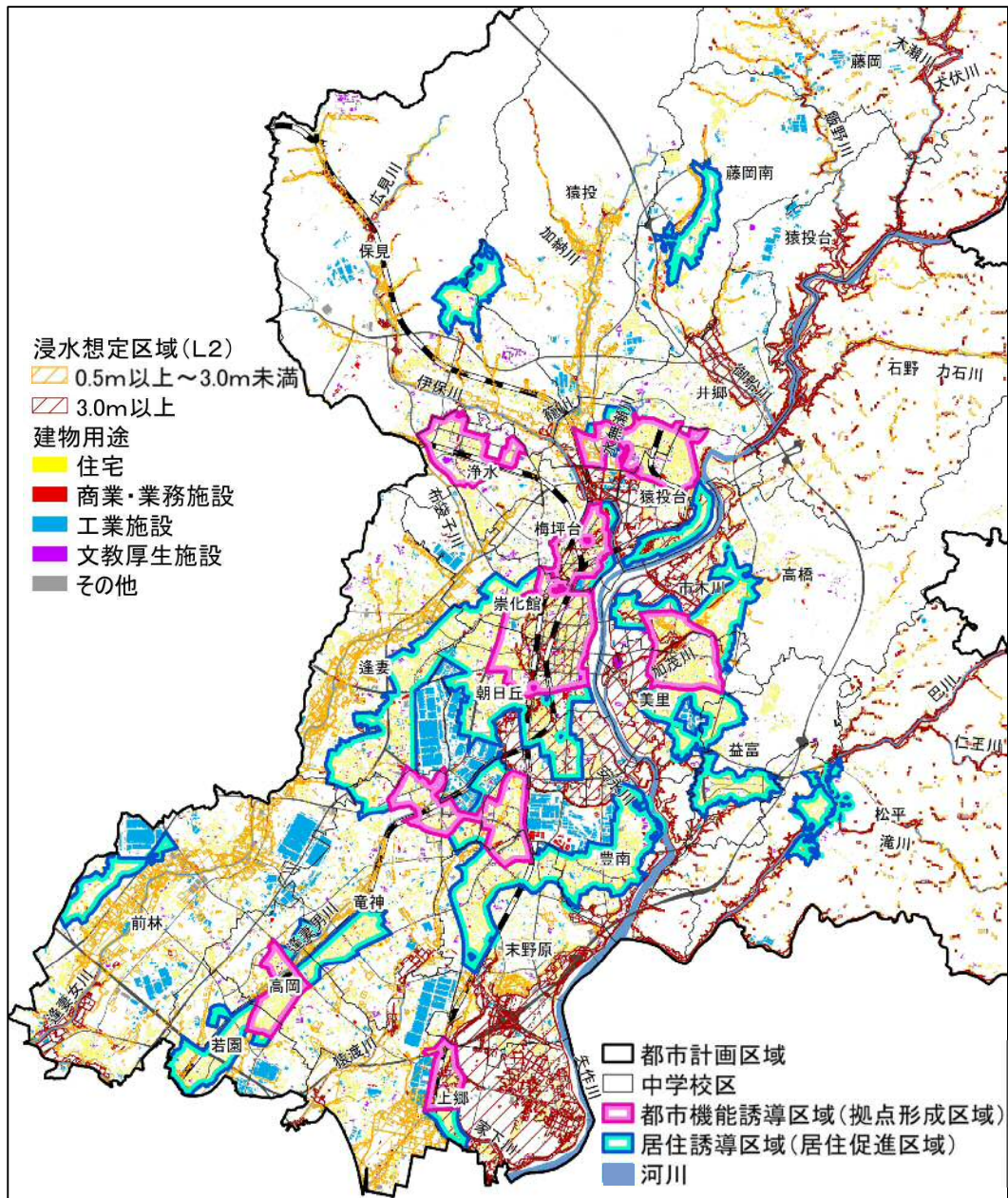
図:建物の階数別分布と浸水深（L2）

| 浸水深（L2） | 各区域に立地する建物数（軒） | | 各浸水深のうち垂直避難が困難な建物数（軒） | |
|----------|----------------|-----|-----------------------|-----|
| 居住誘導区域全体 | 145,000 | - | - | - |
| 0.5m以上 | 31,000 | 21% | 28,200 | 91% |
| 3.0m以上 | 25,500 | 18% | 25,000 | 99% |
| 5.0m以上 | 21,300 | 15% | 21,100 | 99% |
| 10.0m以上 | 10,300 | 7% | 10,200 | 99% |

表：居住誘導区域内の浸水想定区域（L2）の建物数

⑤ 浸水深（L2）と建物用途

浸水深（L2）と建物用途別の分布から、住宅、商業、工業への影響について把握を行います。床上浸水となる浸水深0.5m以上の区域に立地する建物用途は、住宅が約87%、商業・業務施設が約5%、工業施設が約2%です。



図：建物の用途別分布と浸水深（L2）

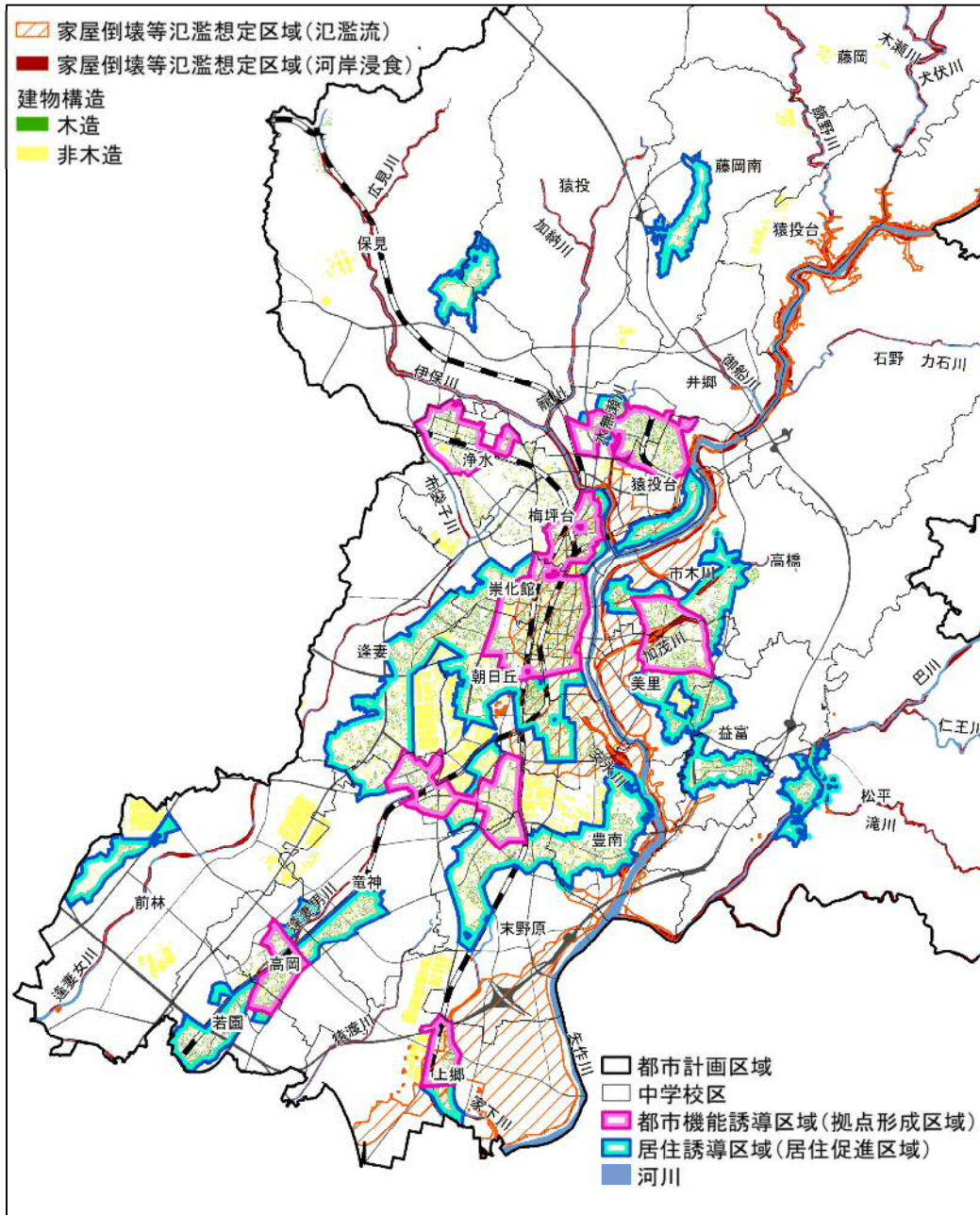
| 建物用途 | 浸水深（L2）0.5m以上の エリアに立地する建物数（軒） | |
|---------|----------------------------------|-----|
| 合計 | 31,000 | — |
| 住宅 | 27,000 | 87% |
| 商業・業務施設 | 1,700 | 5% |
| 工業施設 | 700 | 2% |
| その他 | 2,200 | 7% |

※その他：文教厚生施設、運輸倉庫施設、農林漁業施設、官公庁施設など

表：居住誘導区域内の浸水深（L2）0.5m以上の用途別建物数

⑥ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）と人口分布・建物分布、構造

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）と建物の分布から、建物倒壊の危険性について把握を行います。居住誘導区域内の木造建物のうち約17%が河川の破堤等によって発生する氾濫流により倒壊するおそれのある区域に立地しています。また、居住誘導区域内の建物のうち約2%が河岸の侵食により家屋等が倒壊するおそれのある区域に立地しています。



図：家屋倒壊等氾濫想定区域と建物の構造別分布

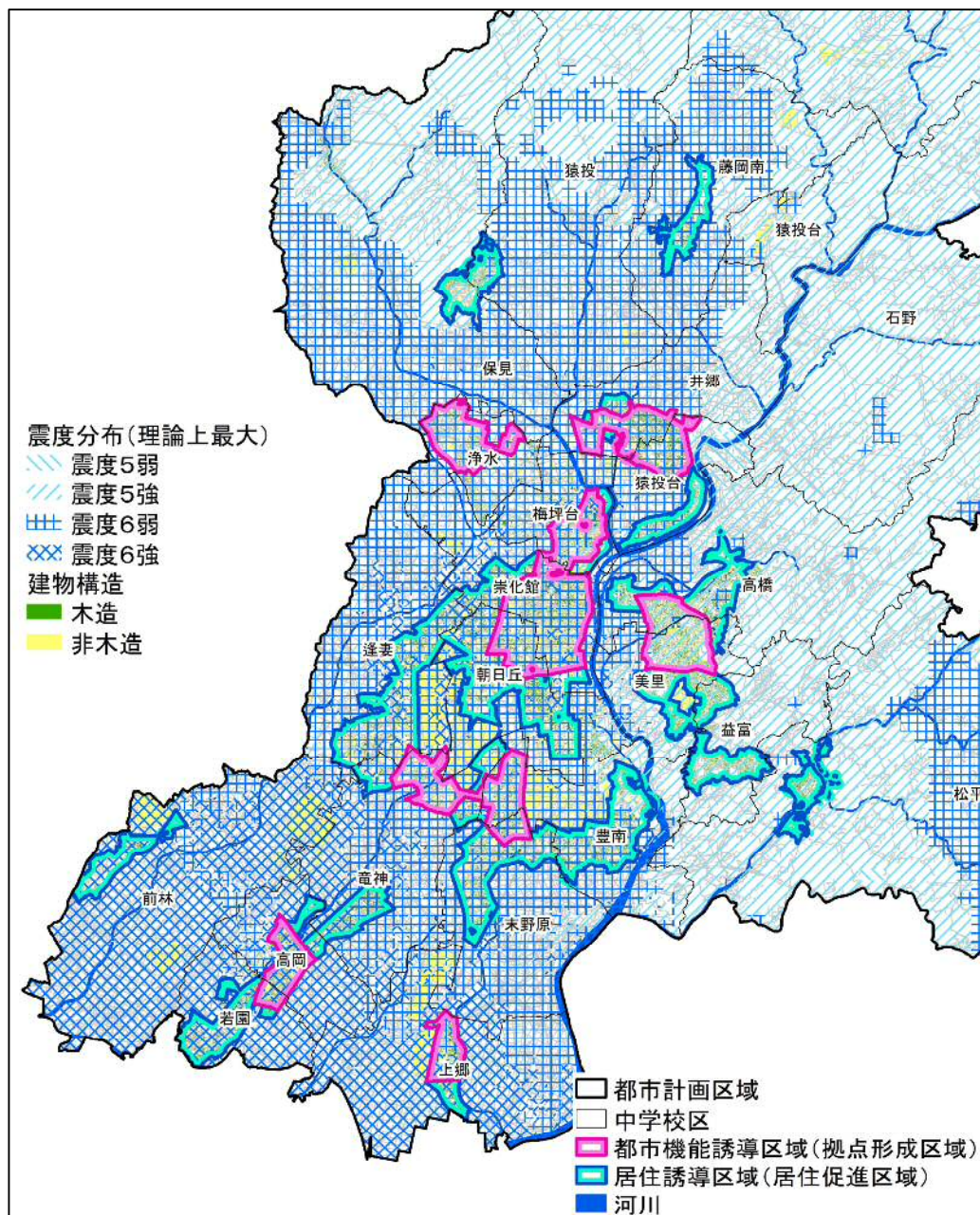
| 区域 | 木造の建物（軒） | | すべての建物（軒） | |
|-------------------|----------|-----|-----------|----|
| 居住誘導区域全体 | 56,000 | — | 145,000 | — |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） | 9,500 | 17% | — | — |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） | — | — | 2,300 | 2% |

表：居住誘導区域内の家屋倒壊等氾濫想定区域の建物数

(5) 地震に関する災害リスクの分析

① 震度と建物分布、構造

地震時の震度と建物の分布から、建物の倒壊等の危険性について把握を行います。震度については居住誘導区域の面積の全域が震度5弱以上で、居住誘導区域内の建物の多くが震度6弱以上のエリアに立地しています。



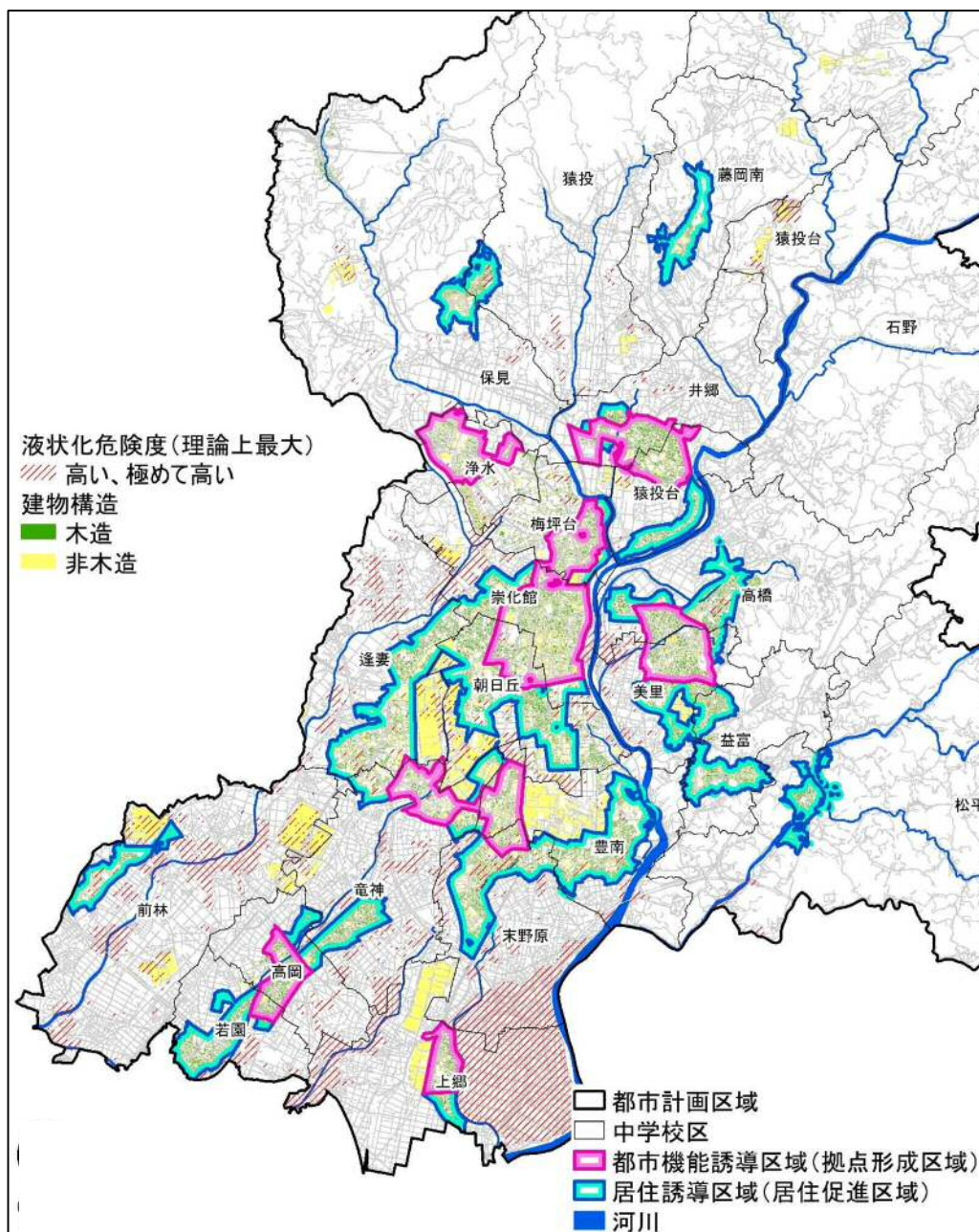
図：地震時の震度の分布状況

| | 震度 (理論上最大) | | | |
|------|------------|------|-------|------|
| | 震度5弱 | 震度5強 | 震度6弱 | 震度6強 |
| (ha) | 47 | 811 | 2,569 | 691 |
| (%) | 1% | 20% | 62% | 17% |

表：居住誘導区域内の震度別の面積

② 液状化危険度と建物分布、構造

地震時の液状化危険度と建物の分布から、建物の倒壊等の危険性について把握を行います。液状化危険度については市域の南部を中心に危険度が高く、居住誘導区域内の建物のうち約4.8%の建物が液状化危険度が高い又は極めて高いエリアに立地しています。



図：地震時の液状化危険度の分布状況

| | 液状化危険度 (理論上最大) | | | |
|-----|----------------|-------|-------|-------|
| | 極めて低い | 低い | 高い | 極めて高い |
| (軒) | 4,726 | 1,998 | 6,446 | 517 |
| (%) | 3.2% | 1.4% | 4.4% | 0.4% |

表：居住誘導区域内の液状化危険度別の建物数

(6) 課題の抽出

水害による災害リスクは広範囲に及び、都心をはじめとする矢作川沿川部においては、浸水想定区域の大部分が浸水深 5mを超え、垂直避難が困難な建物が分布するほか、水害時に使用可能な避難施設等も限られることから、浸水による被害が広範囲で発生することが懸念されます。

また、地震についても、災害リスクは広範囲に及び、居住誘導区域の全域が震度 5 弱以上であり、地震による被害も広範囲で発生することが懸念されます。

① 災害リスクの分析結果（概況）

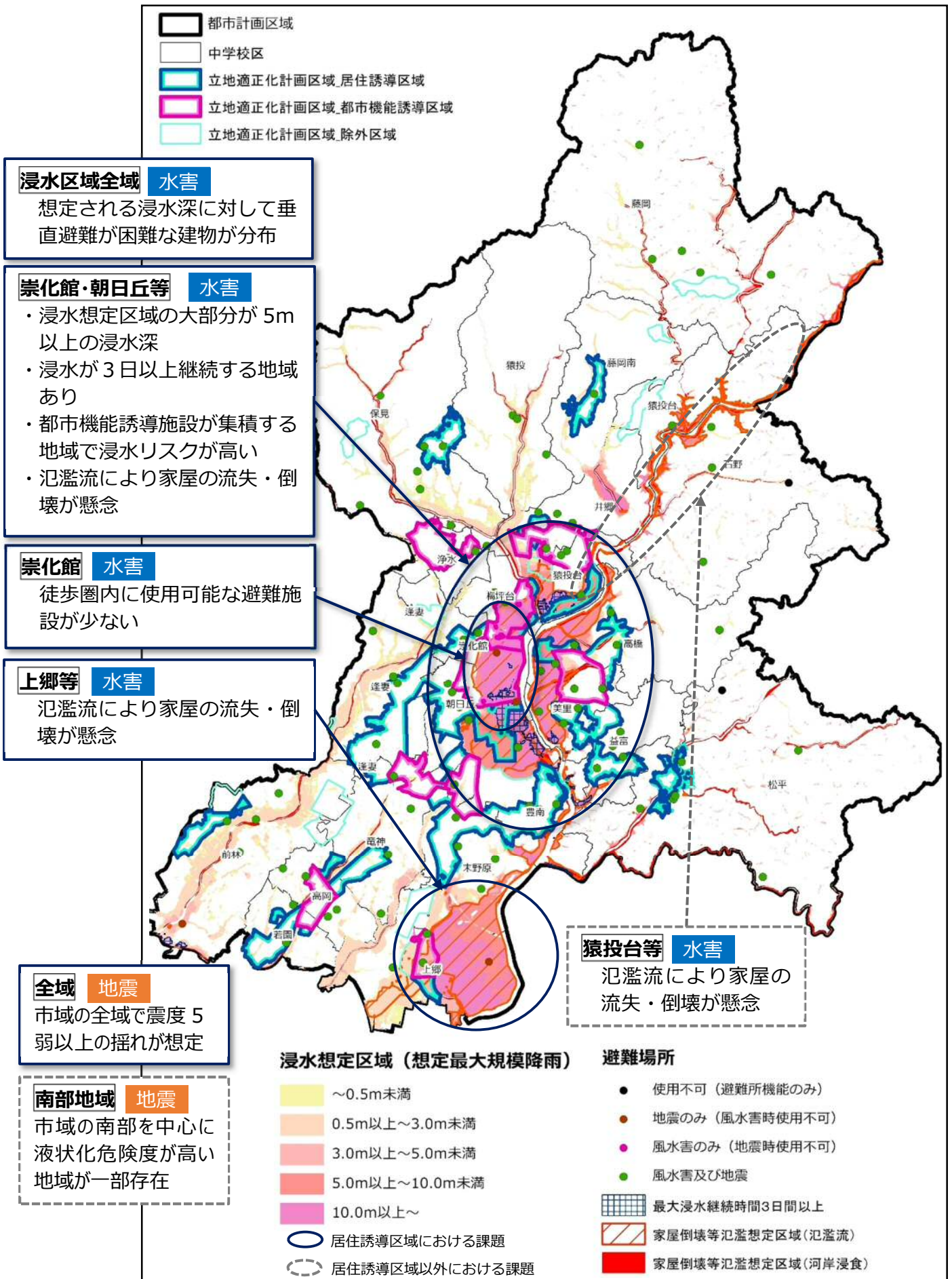
水害（L2） 居住誘導区域内の主な水災害リスクは以下のとおり

- ・想定される浸水深に対して垂直避難が困難な建物が分布 **浸水区域全域**
建物の約 21%が床上浸水する区域に立地し、そのうち約 91%が建物の最高床面を超えて浸水
- ・浸水想定区域の大部分が 5m以上の浸水深 **崇化館・朝日丘・梅坪台・猿投台**
居住誘導区域の約 25%が浸水想定区域で、そのうち約 66%が 5m以上の浸水深
- ・都心を中心に浸水が 3 日以上継続する地域あり **崇化館・朝日丘・豊南・猿投台**
居住誘導区域の約 2%が 3 日以上継続して浸水する区域で、そのうち約 93%が崇化館、朝日丘中学校区
- ・都市機能誘導施設が集積する地域で浸水リスクが高い **崇化館・朝日丘・梅坪台**
復旧等への影響が大きくなる浸水深 3m 以上の区域のうち、約 75%が都市機能誘導施設の集積度が高い地域
- ・徒歩圏内に使用可能な避難施設が少ない **崇化館**
床上浸水する区域のうち、風水害に対応した避難施設の徒歩圏（800m）カバー率は約 57%、崇化館中学校区では徒歩圏内に避難施設が少ない
- ・氾濫流により家屋の流失・倒壊が懸念 **崇化館・梅坪台・猿投台等**
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に立地する建物のうち、約 17%が木造建物

地震（理論上最大）

- ・市域の全域で震度 5 弱以上の揺れが想定
- ・市域の南部を中心に液状化危険度が高い地域が一部存在

② 災害ハザード分布の特徴と分析結果



3 防災まちづくりの方向性と取組方針

(1) 防災まちづくりの方向性

災害リスクの分析結果を踏まえ、市民、事業者及び行政が共に災害リスクを認識・共有し、災害リスクの低減・回避のための対策に総合的に取り組み、防災まちづくりの推進が必要です。

これまで、中心市街地をはじめとする居住誘導区域は、災害リスクの高いエリアが含まれますが、まちの発展と共に居住や都市機能の集積が進んでいることから、居住誘導区域から全て除外することは現実的に困難であり、ハード、ソフトの両面から災害対策を継続的に行うことで、安全性を着実に高めてきました。

今後もインフラ整備・改修等のハード対策や、警戒避難体制の整備等のソフト対策を計画的かつ継続的、着実に進め、可能な限り災害リスクの低減・回避を図ることで、更なる災害に強いまちづくりに取り組みます。

(2) 防災まちづくりの取組方針

防災まちづくりの方向性を踏まえ、災害リスクの低減・回避を図るため、「意識づくり」・「体制づくり」のソフト対策と「基盤づくり」のハード対策を推進します。

「意識づくり」として、防災知識の普及及び防災意識の醸成による市民等の防災力の向上や、災害リスクを踏まえた土地利用の促進を図るとともに、「体制づくり」として、防災に関する民間との連携体制の強化や市の災害対策体制の強化を図ります。

さらに、「基盤づくり」として、河川等の洪水に対するハード整備や機能保全を行うとともに、ライフライン等について整備・強化を行います。

| 防災まちづくりの取組方針 | | 取組種別 | |
|--------------|-----|-------|-------------------|
| 災害リスクの 低減 | ソフト | 意識づくり | 防災知識の普及・防災意識の醸成 |
| | | | 災害リスクを踏まえた土地利用の促進 |
| 災害リスクの 回避 | ハード | 体制づくり | 民間との連携体制の強化 |
| | | | 市の災害対策体制の強化 |
| | | 基盤づくり | 洪水に対するハード整備・機能保全 |
| | | | ライフライン等の整備・強化 |

4 具体的な取組

防災まちづくりの取組方針に基づく「意識づくり」、「体制づくり」、「基盤づくり」の具体的な取組は以下のとおりです。

スケジュールについては、災害リスクや課題を踏まえて重点的に取り組む事項と、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（おおむね5年）、中期（おおむね10年）、長期（10年を超える）に区分しますが、取組の進捗状況や効果を踏まえ、必要に応じて継続的な実施を検討していきます。

(1) 意識づくり

| 取組種別 | 取組 | 具体的な取組 ※1 ★：都心周辺に関連した取組 | 対応する災害 | | リスクの 低減/ 回避 | 実施主体 | 実施スケジュール※2 | | | |
|-----------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------------|----|-------------------|----------|------------|------|------|---|
| | | | 水害 | 地震 | | | 短期 | 中期 | 長期 | |
| | | | | | | | ～5年 | ～10年 | 10年超 | |
| 意識づくり | 防災知識の普及・防災意識の醸成 | ①地域・住民の防災力向上 | | | | | | | | |
| | | 1 | ★防災出前講座の実施 | ○ | ○ | 低減 | 市, 市民 | ■ | ■ | ■ |
| | | 2 | ★マイ・タイムラインの作成支援・ワークショップ等の開催 | ○ | | 低減 | 市, 市民 | ■ | ■ | ■ |
| | | 3 | ★家庭内備蓄の啓発 | ○ | ○ | 低減 | 市, 市民 | ■ | | |
| | | 4 | 雨水貯留浸透施設の設置促進 | ○ | | 低減 | 市, 事業者, 市民 | ■ | | |
| | | 5 | ★自主防災会への訓練支援、自主防災リーダーの養成 | ○ | ○ | 低減 | 市, 市民 | ■ | ■ | ■ |
| | | ②分散避難の推進 | | | | | | | | |
| | | 6 | ★民間施設等との協定による避難スペースの拡充に向けた検討 | ○ | ○ | 低減 | 市, 事業者 | ■ | | |
| | | 2 | ★マイ・タイムラインの作成支援・ワークショップ等の開催（再掲） | ○ | | 低減 | 市, 市民 | ■ | ■ | ■ |
| | | ③適切な災害リスク情報の発信 | | | | | | | | |
| | | 7 | ハザードマップによる災害リスク情報の周知 | ○ | ○ | 低減 | 市 | ■ | | |
| | | 8 | ★3D洪水ハザードマップの整備 | ○ | | 低減 | 市 | ■ | | |
| | | 9 | ★まるごとまちごとハザードマップの整備 | ○ | | 低減 | 市 | ■ | | |
| | | ④開発に伴う災害リスクの低減・回避 | | | | | | | | |
| | | 10 | 開発に伴う雨水排水規制 | ○ | | 低減 回避 | 市, 事業者 | ■ | ■ | ■ |
| 11 | 新市街地整備における水災害リスクへの対応手法の検討 | ○ | | 低減 | 市, 事業者 | ■ | ■ | | | |
| 12 | 公民連携による不法な盛土等の防止 | ○ | ○ | 低減 | 市, 事業者 | ■ | ■ | ■ | | |
| ⑤既存住宅における災害リスクの低減・回避 | | | | | | | | | | |
| 13 | がけ地近接等危険住宅の移転支援 | | ○ | 回避 | 市, 市民 | ■ | | | | |
| 14 | 住宅の耐震化の促進 | | ○ | 低減 | 市, 市民 | ■ | ■ | | | |
| 15 | 土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用 | ○ | | 回避 | 県, 市 | ■ | ■ | ■ | | |

※2 必要に応じて継続的な実施を検討していきます。

「意識づくり」に関する取組の詳細

【防災知識の普及・防災意識の醸成】

① 地域・住民の防災力向上

防災における基礎知識や、災害時の行動選択などを学ぶ出前講座の実施のほか、マイ・タイムラインの作成支援やイベント等を通じた家庭内備蓄の促進、支援制度の活用による雨水貯留浸透施設の設置促進を通して住民一人ひとりの防災力の向上を図るとともに、自主防災会リーダーの養成等の支援を行うことで地域全体の防災力の向上を図っていきます。



防災出前講座のイメージ

具体的な取組

- ・防災出前講座の実施
- ・マイ・タイムラインの作成支援・ワークショップ等の開催
- ・家庭内備蓄の啓発
- ・雨水貯留浸透施設の設置促進
- ・自主防災会への訓練支援、自主防災リーダーの養成



自主防災リーダーの養成のイメージ

② 分散避難の推進

安全で迅速な避難の実現のため、マイ・タイムラインの作成支援などを通して避難者が抱えている災害リスク等に関する理解を深め、被災時に直面する状況に応じた避難地や避難手法の選択を促します。さらに、避難者の柔軟な避難行動を促すため、民間施設等との協定により、車中泊等の避難が可能となるオープンスペースなどの拡充を進め、分散避難を推進していきます。



マイ・タイムライン作成支援のイメージ

具体的な取組

- ・民間施設等との協定による避難スペースの拡充に向けた検討
- ・マイ・タイムラインの作成支援・ワークショップ等の開催（再掲）

③ 適切な災害リスク情報の発信

浸水状況(L2)を3D化(3次元表示)した3D洪水ハザードマップを整備し、既存のハザードマップなどとあわせて豊田市水害情報サイトを公開することや、まちなかに水害啓発情報を表示したまるとまちごとハザードマップを整備することで、市民が被災時の状況をイメージできる水害リスク情報を発信していきます。



豊田市水害情報サイトの公開

具体的な取組

- ・ハザードマップによる災害リスク情報の周知
- ・3D洪水ハザードマップの整備
- ・まるとまちごとハザードマップの整備



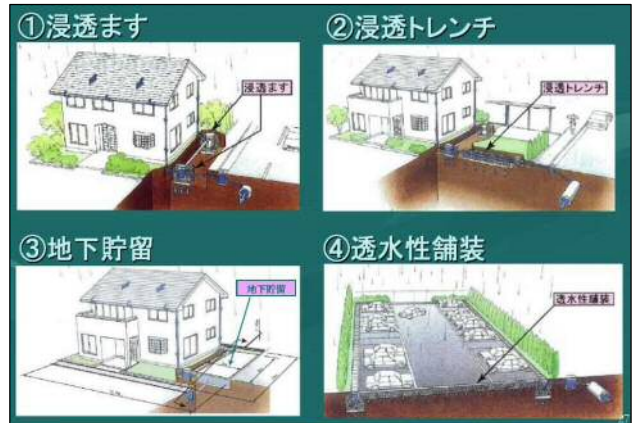
まるとまちごとハザードマップの設置状況

【災害リスクを踏まえた土地利用の促進】

④ 開発に伴う災害リスクの低減・回避

立地適正化計画に位置付けられた新市街地については、居住者の安全確保に向け、水害リスクを踏まえた対応手法を検討し、河川管理者等と調整を行いながら、リスクの低減・回避が図られた市街地整備を推進します。

また、令和 5 年 5 月に盛土規制法が施行されたことを受け、不法な盛土等に対し厳正な対応を行うとともに、不法な盛土等を根絶するための取組を立案・実施することで市民の安全・安心な暮らしを守ります。



開発に伴う雨水排水規制のイメージ

具体的な取組

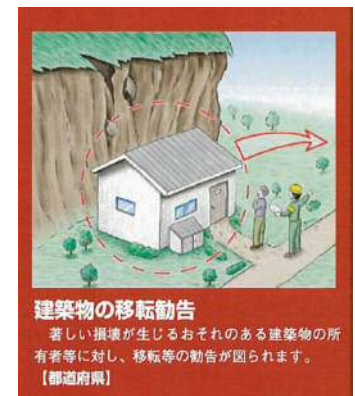
- ・開発に伴う雨水排水規制
- ・新市街地整備における水災害リスクへの対応手法の検討
- ・公民連携による不法な盛土等の防止

⑤ 既存住宅における災害リスクの低減・回避

がけ地の崩壊等のおそれのある区域からの移転支援や、民間木造住宅の無料耐震診断、耐震改修・ブロック塀撤去等の支援を行います。また、土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告等を活用し、土砂災害警戒区域等から居住誘導区域への移転を促すことで、既存住宅における災害リスクの低減・回避を図ります。

具体的な取組

- ・がけ地近接等危険住宅の移転支援
- ・住宅の耐震化の支援
- ・土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用



移転勧告の活用のイメージ

資料：土砂災害から身を守る安全な地域づくり（愛知県）

(2) 体制づくり

| 取組種別 | 取組 | 具体的な取組 ※1 ★：都心周辺に関連した取組 | 対応する災害 | | リスクの 低減/ 回避 | 実施主体 | 実施スケジュール※2 | | | |
|--------------------------|--------------------------------|----------------------------|----------------------------------|----|-------------------|------|------------|------|------|---|
| | | | 水害 | 地震 | | | 短期 | 中期 | 長期 | |
| | | | | | | | ～5年 | ～10年 | 10年超 | |
| 体制づくり | 民間との連携体制の強化 | ⑥災害時要配慮者への災害対策の強化 | | | | | | | | |
| | | 16 | ★災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入れ体制の整備 | ○ | ○ | 低減 | 市, 事業者 | ■ | | |
| | | 17 | ★避難所における要配慮者受入れ体制の強化 | ○ | ○ | 低減 | 市 | ■ | | |
| | | 18 | ★要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進、訓練実施支援 | ○ | ○ | 低減 | 市, 事業者 | ■ | ■ | ■ |
| | | ⑦民間との共働による災害対策の強化 | | | | | | | | |
| | | 6 | ★民間施設等との協定による避難スペースの拡充に向けた検討（再掲） | ○ | ○ | 低減 | 市, 事業者 | ■ | | |
| | | 19 | ★民間事業者等との協定による災害時の支援協力体制等の構築 | ○ | ○ | 低減 | 市, 事業者 | ■ | | |
| | | ⑧産業活動継続に向けた災害対策の促進 | | | | | | | | |
| | | 20 | ★事業所のBCP策定支援 | ○ | ○ | 低減 | 市, 事業者 | ■ | | |
| | 市の災害対策体制の強化 | ⑨災害対応体制の強化 | | | | | | | | |
| 21 | | ★ライフライン関係機関との連携の推進 | ○ | ○ | 低減 | 市 | ■ | | | |
| 22 | | ★災害対策本部体制上重要な庁舎等の強化 | ○ | ○ | 低減 | 市 | ■ | | | |
| 23 | | ★災害時における物資・資機材の調達体制の整備 | ○ | ○ | 低減 | 市 | ■ | | | |
| ⑩災害対策の推進に係る計画の更新 | | | | | | | | | | |
| 24 | | ★豊田市業務継続計画（BCP）の見直し | ○ | ○ | 低減 | 市 | ■ | | | |
| 25 | ★豊田市防災基本条例及び豊田市地域防災計画・水防計画の見直し | ○ | ○ | 低減 | 市 | ■ | | | | |
| ⑪被害状況のモニタリングによる避難情報発令の検討 | | | | | | | | | | |
| 26 | ★河川監視カメラの設置やAIの活用 | ○ | | 低減 | 市 | ■ | ■ | | | |

※2 必要に応じて継続的な実施を検討していきます。

「体制づくり」に関する取組の詳細

【民間との連携体制の強化】

⑥ 災害時要配慮者への災害対策の強化

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の支援により実効性の高い避難行動を実現するとともに、社会福祉施設への緊急一時的な受入れ態勢を整備することにより、災害時における要配慮者への対応を強化します。



避難確保計画の作成要領

具体的な取組

- ・災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入れ体制の整備
- ・避難所における要配慮者受入れ体制の強化
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進、訓練実施支援

⑦ 民間との共働による災害対策の強化

民間施設等との協定の締結により、広域避難地や車両退避場所等の避難スペースの拡充を図るとともに、平時からライフライン関係機関と復旧に関する訓練を実施するなど、民間との共働による災害対応体制を強化していきます。

具体的な取組

- ・民間施設等との協定による避難スペースの拡充に向けた検討（再掲）
- ・民間事業者等との協定による災害時の支援協力体制等の構築

⑧ 産業活動継続に向けた災害対策の促進

事務所や工場、店舗等の被災による経済活動の停止や、雇用喪失・収入途絶を防ぐため、平時から事業所等での防災対策やBCP策定に関する啓発を進めるとともに、補助制度等により、産業活動継続に向けた対策を促進します。

具体的な取組

- ・事業所のBCP策定支援



BCP作成セミナーの実施

【市の災害対策体制の強化】

⑨ 災害対応体制の強化

浸水時を想定した行政機能の移転先の確保により、被災時においても行政機能の継続が可能となるよう検討を進めます。さらに福祉避難所機能を強化するなど、要配慮者の災害対策を推進するとともに、物資の調達体制を過去災害の経験を踏まえて確保することで、復旧の段階においても強靱な災害対応体制の構築を図ります。

具体的な取組

- ・ライフライン関係機関との連携の推進
- ・災害対策本部体制上重要な庁舎等の強化
- ・災害時における物資・資機材の調達体制の整備



矢作川豊田防災ステーション

⑩ 災害対策の推進に係る計画の更新

社会情勢の変化や災害の被害予測結果等を踏まえ、BCP や各種防災計画及び防災基本条例の見直しを適宜行い、持続可能な防災対策体制の構築を図ります。

具体的な取組

- ・豊田市業務継続計画（BCP）の見直し
- ・豊田市防災基本条例及び豊田市地域防災計画・水防計画の見直し



豊田市業務継続計画と豊田市地域防災計画

⑪ 被害状況のモニタリングによる避難情報発令の検討

水位計、河川監視カメラの設置による河川状況のモニタリングや、AI の活用などによる情報収集・分析の体制を強化し、より適切なタイミングでの避難情報の発令を検討します。

具体的な取組

- ・河川監視カメラの設置や AI の活用



AI を活用した災害情報収集（スペクティ）のイメージ

(3) 基盤づくり

| 取組種別 | 取組 | 具体的な取組 ※1 ★：都心周辺に関連した取組 | 対応する災害 | | リスクの 低減/ 回避 | 実施主体 | 実施スケジュール※2 | | | |
|-------------------|-----------------------|----------------------------|--------|----|-------------------|-----------|------------|------|------|--|
| | | | 水害 | 地震 | | | 短期 | 中期 | 長期 | |
| | | | | | | | ～5年 | ～10年 | 10年超 | |
| 基盤づくり | 洪水に対するハード整備・機能保全 | ⑫河川整備等による治水安全度の向上 | | | | | | | | |
| | | 27 ★矢作川鶴の首地区水位低下対策 | ○ | | 低減 | 国 | ■ | ■ | ■ | |
| | | 28 ★矢作川堤防強化 | ○ | | 低減 | 国 | ■ | ■ | ■ | |
| | | 29 矢作川上流圏域における河道掘削・樹木伐採等 | ○ | | 低減 | 県 | ■ | ■ | ■ | |
| | | 30 逢妻女川、逢妻男川における河道、河床掘削等 | ○ | | 低減 | 県 | ■ | ■ | ■ | |
| | | 31 準用河川長田川、大見川の改修 | ○ | | 低減 | 市 | ■ | ■ | ■ | |
| | | ⑬河川への雨水流出の負荷低減 | | | | | | | | |
| | | 9 開発に伴う雨水排水規制（再掲） | ○ | | 低減 回避 | 市, 事業者 | ■ | ■ | ■ | |
| | | 32 ため池への治水機能付加整備 | ○ | | 低減 | 市 | ■ | ■ | ■ | |
| | | 33 ★中央公園第二期整備事業における湛水機能の保全 | ○ | | 低減 | 市 | ■ | ■ | ■ | |
| | ライフライン等の整備・強化 | ⑭ライフラインの整備・強化 | | | | | | | | |
| | | 34 ★下水道（雨水）の整備 | ○ | | 低減 | 市 | ■ | ■ | ■ | |
| | | 35 上下水道施設の耐震化の推進 | | ○ | 低減 | 市 | ■ | ■ | ■ | |
| | | ⑮緊急輸送道路等の災害対策の推進 | | | | | | | | |
| | | 36 緊急輸送道路の整備や防災対策の実施 | | ○ | 低減 | 国,県, 市 | ■ | ■ | ■ | |
| | | 37 沿道建築物の耐震化及び道路啓開作業の実施 | | ○ | 低減 | 国,県, 市 | ■ | ■ | ■ | |
| まちづくり連携砂防等事業の実施検討 | ⑯まちづくり連携砂防等事業の実施検討 | | | | | | | | | |
| | 38 急傾斜地崩壊防止工事等のインフラ整備 | ○ | | 低減 | 県 | ■ | ■ | ■ | | |

※2 必要に応じて継続的な実施を検討していきます。

「基盤づくり」に関する取組の詳細

【洪水に対するハード整備・機能保全】

⑫ 河川整備等による治水安全度の向上

矢作川、逢妻女川、逢妻男川等では、洪水等による災害の発生防止やリスクの低減に向け、国、県及び市が整備計画に基づき河川改修等を行い、治水安全度の向上を図ります。

具体的な取組

- ・矢作川鶴の首地区水位低下対策
- ・矢作川堤防強化
- ・矢作川上流圏域における河道掘削・樹木伐採等
- ・逢妻女川、逢妻男川における河道、河床掘削等
- ・準用河川長田川、大見川の改修



準用河川大見川の改修イメージ

⑬ 河川への雨水流出の負荷低減

開発に伴う貯留浸透施設の設置等の雨水排水規制に係る指導、ため池等における雨水流出抑制機能の付加や、過去の豪雨災害の浸水区域における湛水機能の保全により、河川への雨水流出の抑制を図ります。

具体的な取組

- ・開発に伴う雨水排水規制（再掲）
- ・ため池への治水機能付加整備
- ・中央公園第二期整備事業における湛水機能の保全



中央公園第二期整備事業のイメージ

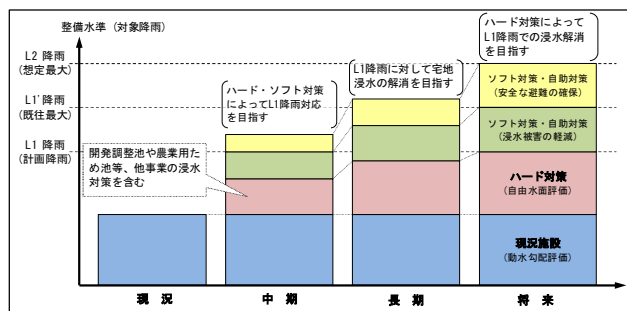
【ライフライン等の整備・強化】

⑭ ライフラインの整備・強化

浸水被害軽減に向けた下水道管渠等（雨水）の整備を行うとともに、災害発生後に生じる水道・下水道における供給機能の途絶を防ぐため、主要な管渠等の耐震化により、ライフラインの強化を図ります。

具体的な取組

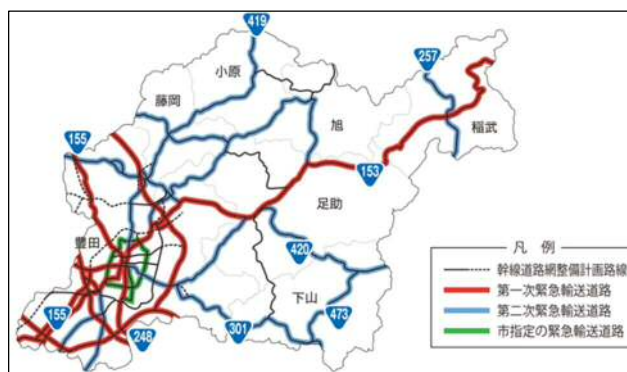
- ・下水道（雨水）の整備
- ・上下水道施設の耐震化の推進



下水道（雨水）の段階的整備水準のイメージ

⑮ 緊急輸送道路等の災害対策の推進

災害の発生直後から緊急輸送及び消火活動を着実に実施するため、緊急輸送道路の整備や防災対策の実施による道路の信頼性の向上を図るとともに、沿道建築物の耐震化を促進します。また、早期の通行を確保し集落の孤立等を防ぐため、地元業者との協定に基づく道路啓開作業を実施することで、緊急時の道路ネットワークの確保を図ります。



緊急輸送道路の位置

具体的な取組

- ・緊急輸送道路の整備や防災対策の実施
- ・沿道建築物の耐震化及び道路啓開作業の実施

⑯ まちづくり連携砂防等事業の実施検討

急傾斜地の崩壊による土砂災害から住民の生命を保護するため、居住誘導区域に隣接して存在する土砂災害警戒区域等について、擁壁工、法面工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備の実施を検討します。また、事業の実施により安全性が確保でき、土砂災害特別警戒区域の指定が解除された地域については、居住誘導区域への編入を検討していきます。

具体的な取組

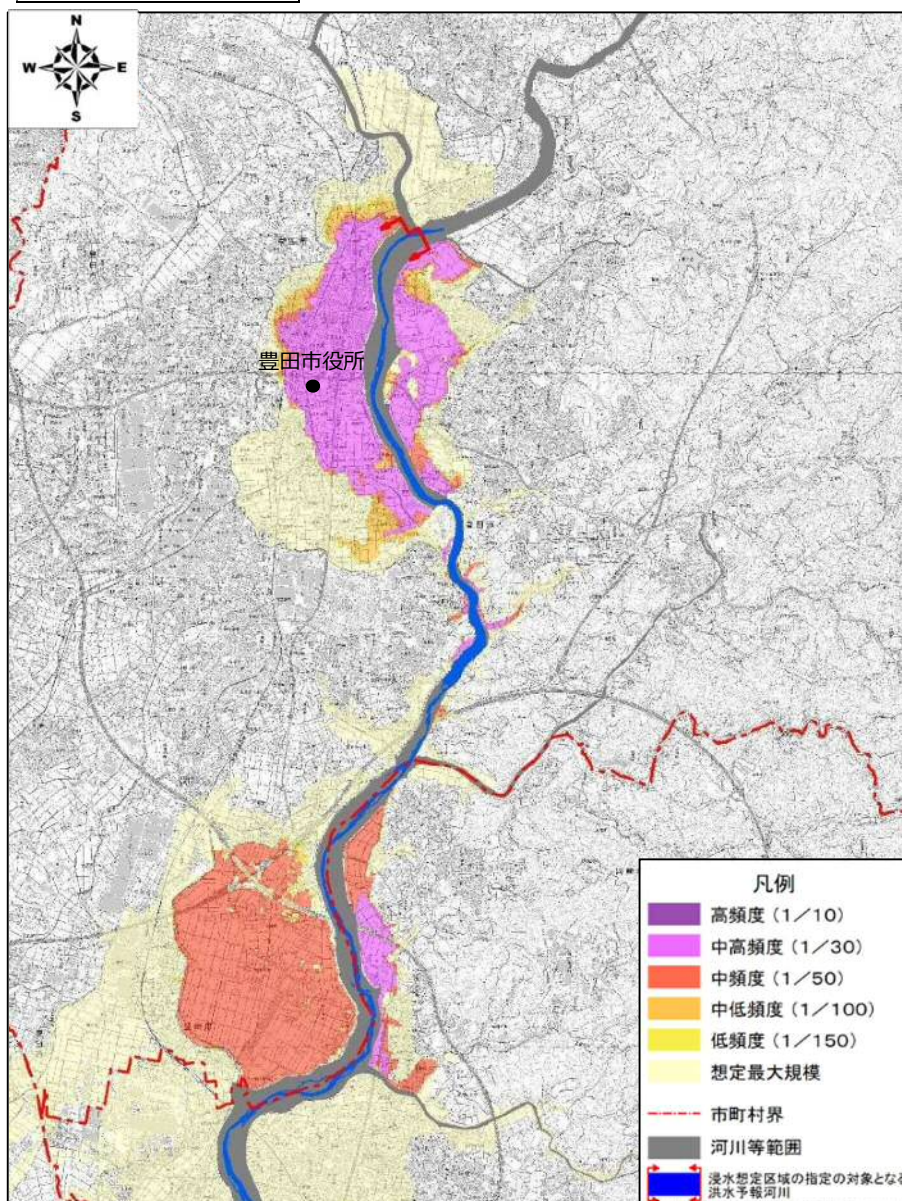
- ・急傾斜地崩壊対策工事等のインフラ整備

(参考) ⑫河川整備等による治水安全度の向上

矢作川水系流域治水プロジェクト [事業効果 (国直轄区間) の見える化]

現況 (令和2年度末)

浸水が想定される範囲を表示



図：矢作川水系 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ※ [現況河道] 令和5年3月末時点版

出典：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所ホームページをもとに豊田市作成

※ [水害リスクマップ]

1/10・1/30・1/50・1/100・1/150・想定最大規模降雨の降雨により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定図を重ね合わせた図面

中長期（令和20年度末）

浸水が想定される範囲を表示

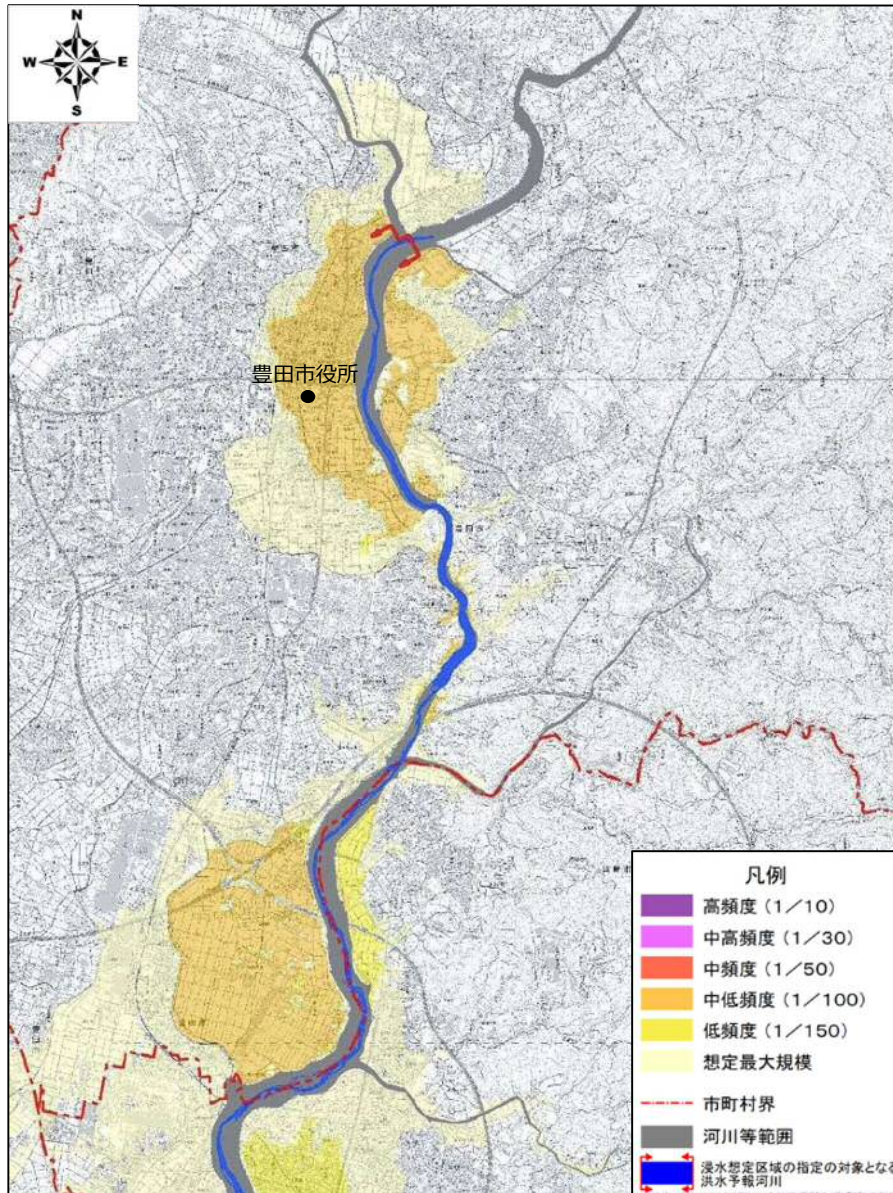


図:矢作川水系 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ〔中長期河道〕令和5年3月末時点版

出典：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所ホームページをもとに豊田市作成

| 区分 | 対策内容 | 区間 | 工程 | | |
|---------------------|--------------------------|------------------|------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| | | | 短期(R3~R7年度) 1/20→1/25(※1) | 中期(R8~R15年度) 1/25→1/40(※1) | 中長期(R16~R20年度) 1/40→1/50(※1) |
| 関連事業 | | | R3 | | ▼鶴の首狹窄部開削完了 |
| 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 堤防整備 53% →96% | ①河口部～矢作古川分派点 | 100% | | 100% |
| | | ②矢作古川分派点～乙川合流点付近 | | | |
| | | ③乙川合流点付近～明治用水頭管工 | 86% | 100% | |
| | | ④明治用水頭管工～鶴の首区間 | | | 100% |
| | 河道掘削・樹木伐採 20% →40% | ⑤矢作古川分派点～乙川合流点付近 | 35% | 100% | |
| | | ⑥明治用水頭管工～鶴の首区間 | 37% | 100% | |
| 矢作ダム再生 0%→0% | ⑦矢作ダム | 0% | | 100% | |

図：矢作川水系流域治水プロジェクト 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

出典：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所ホームページ

第6回矢作川流域治水協議会（令和5年3月）資料をもとに豊田市作成

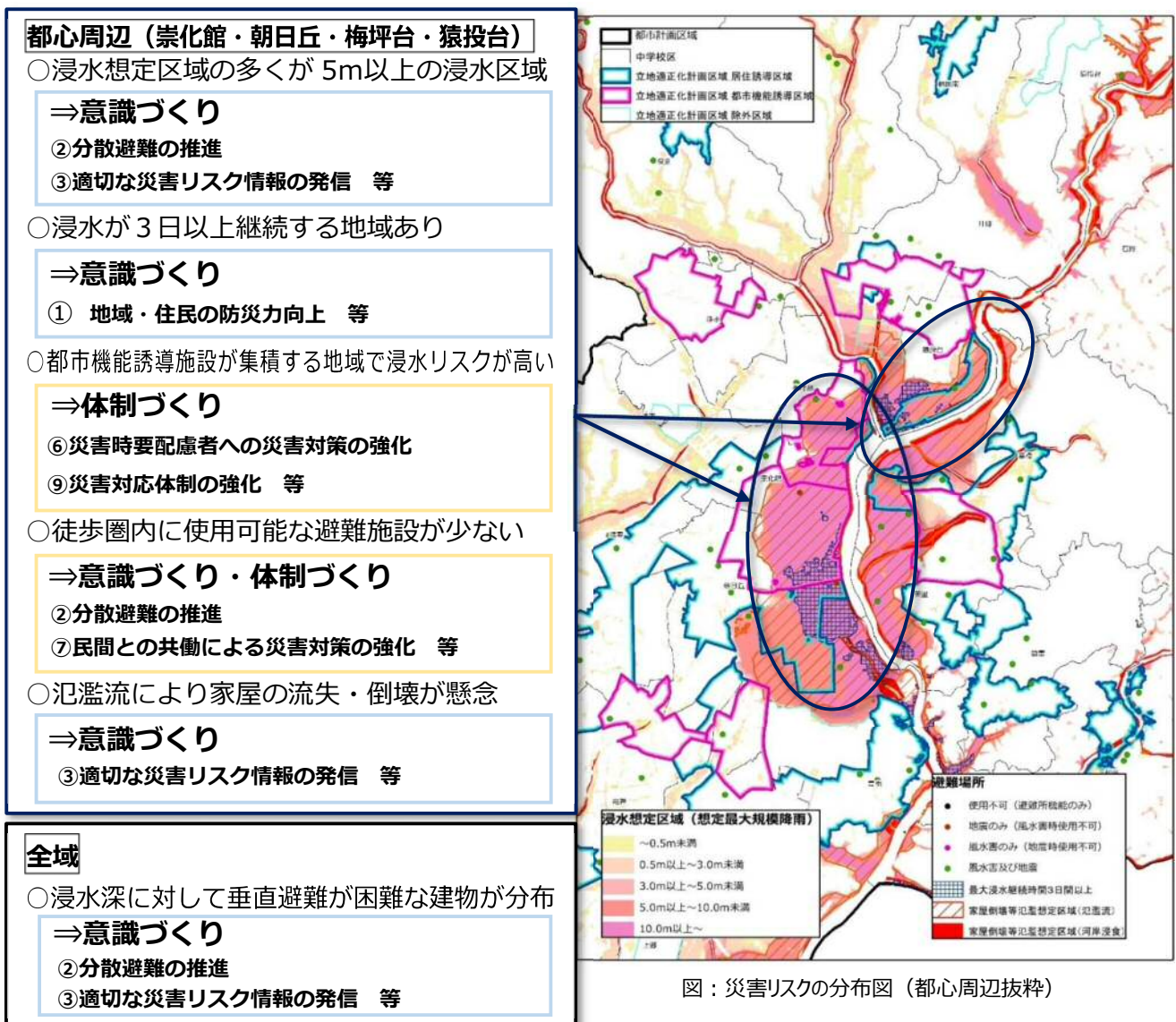
都心周辺における主な取組

本市の居住誘導区域のうち、特に水災害リスクの大きい都心周辺における主な取組は、以下のとおりです。

都心周辺については、浸水深が深く、かつ長時間浸水が継続するおそれがあることから早期の避難が必要となるため、地域・住民の防災力向上や分散避難の推進に向けた取組などの「意識づくり」を目的とした取組を進め、避難の実効性を高めていきます。

さらに、災害対応体制や民間との共働による災害対策の強化を図る「体制づくり」の取組を進めるとともに、整備計画等に基づく河川改修等による「基盤づくり」を着実に進めることで、災害リスクの低減を図っていきます。

主な取組の位置図



図：災害リスクの分布図（都心周辺抜粋）

5 評価指標

防災まちづくりに係る取組を計画的に推進するため、評価指標と目指す方向を設定します。

① 市民による取組の促進

市民一人ひとりが直面する災害リスクを正しく認識し、個人として災害に対する備えができているかを確認するため、自助の取組を行っている市民の割合を評価指標として設定します。

指標1 自助の取組を行っている市民の割合

| | 現状値（2021年度） | 目指す方向 |
|------------------------------------------------------------|---------------|-------|
| 自宅周辺の災害危険箇所を把握している市民の割合 | 65.4%（市民意識調査） | 増加 |
| 自助の取組を行っている市民の割合 （災害に対する5つの備え※ ₁ をしている市民の割合） | 13.8%（市民意識調査） | 増加 |

（災害に対する5つの備え：①食料・飲料水の備蓄、②家具等の転倒防止対策、③危険箇所の把握、④避難情報の理解、⑤防災訓練の参加）

② 行政による取組の促進

行政として民間企業と連携しながら災害に対応する体制を構築できているかを確認するため、公助の強化のための民間事業者等との協定締結数を評価指標として設定します。

指標2 公助の強化のための民間事業者等との協定締結数

| | 現状値（2021年度） | 目指す方向 |
|---------------|-------------|-------|
| 民間事業者等との協定締結数 | 76件（地域防災計画） | 増加 |

③ 地域による取組の促進

組織や地域として災害に対する備えができているかを確認するため、共助の取組が活発な自主防災組織の割合を評価指標として設定します。

指標3 共助の取組が活発な自主防災組織の割合

| | 現状値（2022年度） | 目指す方向 |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------|
| 共助の取組が活発な自主防災組織の割合 （災害に対する5つの取組※ ₂ をしている組織の割合） | 14.5%（47団体／324団体） （自主防災会調査） | 増加 |
| 居住誘導区域内の浸水想定区域（0.5m以上）での共助の取組が活発な自主防災組織の割合 | 15.8%（21団体／133団体） （自主防災会調査） | 増加 |

（災害に対する5つの取組：①防災訓練の実施、②防災啓発の実施、③防災マップの作成、④災害時の対応体制の構築、⑤関係団体等との連携）

参 考 资 料

参考 – 地域別の取組

(1) 地域区分

居住誘導区域の指定状況を踏まえ、都市計画区域を地形地物等により6つの地域に区分し、地域別の災害リスクの状況や防災まちづくりに向けた取組について整理します。



図：地域区分の状況

(2) 地域別の課題と主な取組

① 北部地域 1

<課題と主な取組>

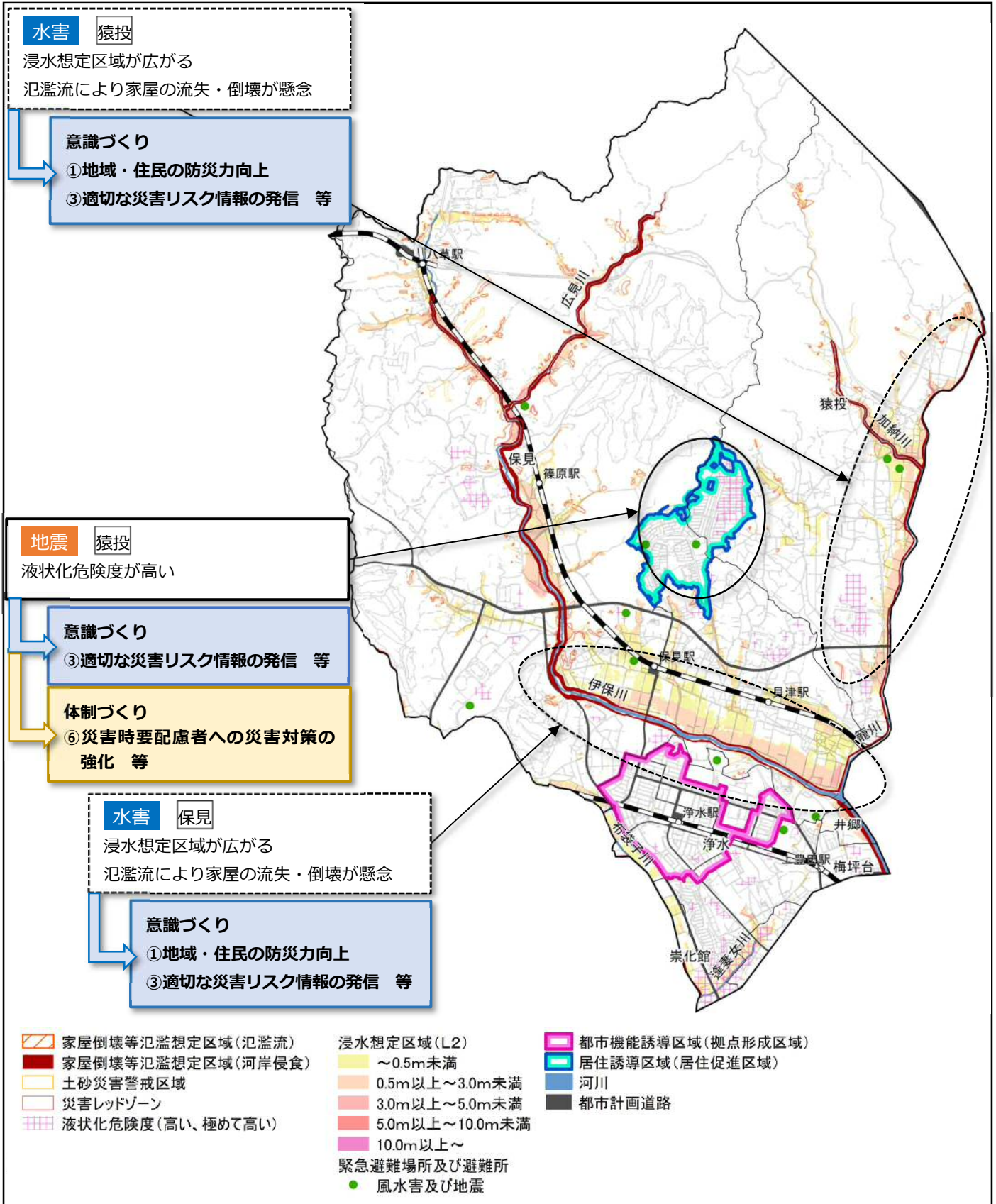
○居住誘導区域

- ・液状化危険度が高いエリアが一部存在するため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。
- ・災害時要配慮者への災害対策の強化を図ることで、災害時要配慮者の安全確保に努めます。

○居住誘導区域以外の区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。

課題と主な取組位置図



② 北部地域 2

<課題と主な取組>

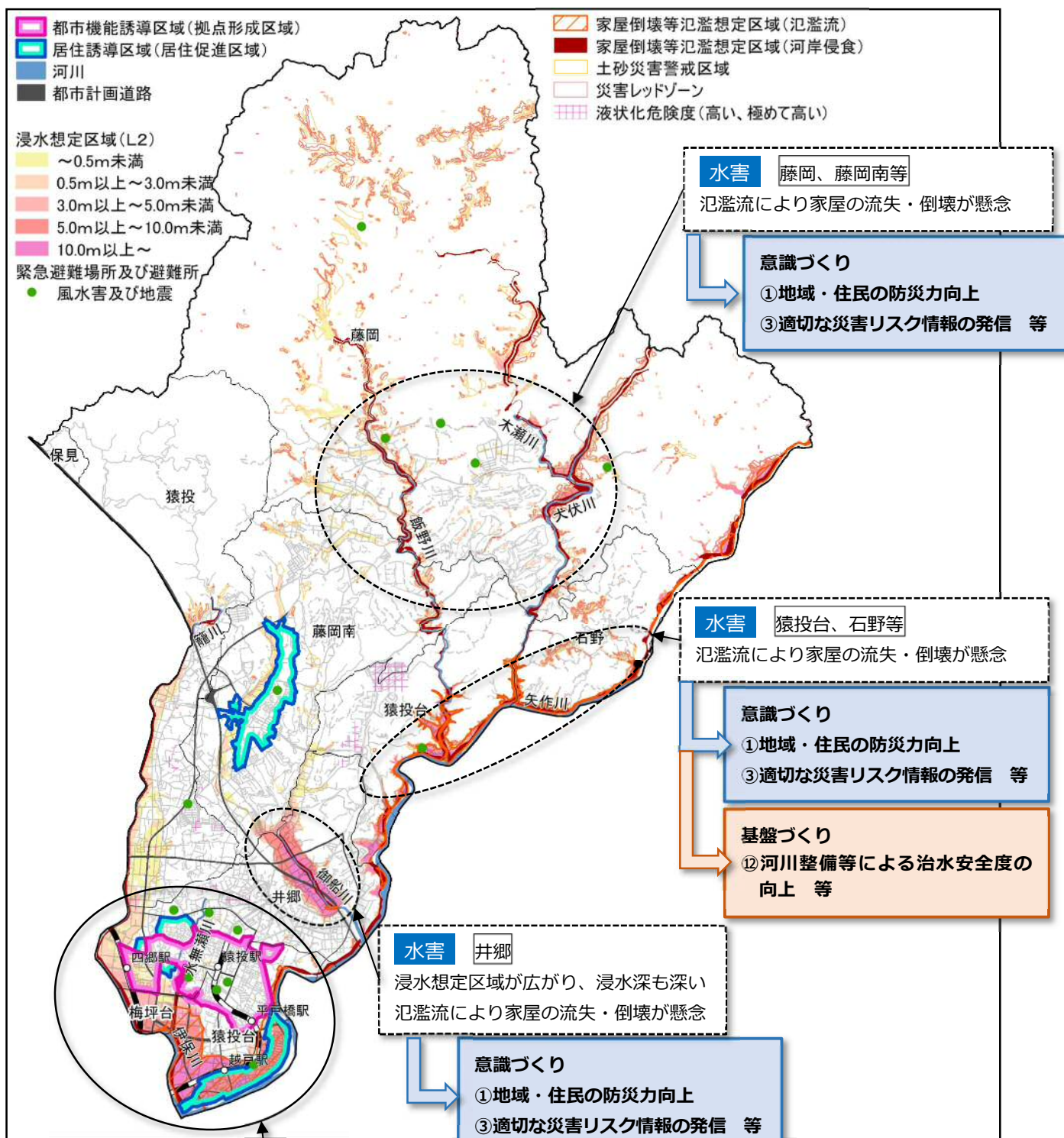
○居住誘導区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。
- ・災害時要配慮者施設が立地しているため、災害時要配慮者への災害対策の強化を図ることで、災害時要配慮者の安全確保に努めます。
- ・矢作川上流圏域における河道掘削・樹木伐採等を着実に進めることで、治水安全度の向上を図ります。

○居住誘導区域以外の区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。

課題と主な取組位置図



水害 猿投台
 浸水想定区域が広がり、浸水深も深い
 氾濫流により家屋の流失・倒壊が懸念
 災害時要配慮者施設(子育て・高齢者)が立地

- 意識づくり**
 ①地域・住民の防災力向上
 ③適切な災害リスク情報の発信 等
- 体制づくり**
 ⑥災害時要配慮者への災害対策の強化 等
- 基盤づくり**
 ⑫河川整備等による治水安全度の向上 等

③ 中部地域

<課題と主な取組>

○居住誘導区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上や分散避難の推進により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。
- ・都心部では風水害時に使用可能な避難施設が少ないため、分散避難の推進を図るとともに、民間との連携体制の強化や市の災害対策体制の強化を図ることで、避難者の安全確保に努めます。
- ・災害時要配慮者施設が立地しているため、災害時要配慮者への災害対策の強化を図ることで、災害時要配慮者の安全確保に努めます。
- ・矢作川鵜の首地区水位低下対策などの河川整備や下水道（雨水）の整備を着実に進めることで、治水安全度の向上を図ります。

○居住誘導区域以外の区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上や分散避難の推進により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。
- ・逢妻女川、逢妻男川における河道、河床掘削等やため池への治水機能付加整備を着実に進めることで、治水安全度の向上を図ります。
- ・液状化危険度が高いエリアが一部存在するため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図り、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。

課題と主な取組位置図



④ 東部地域

<課題と主な取組>

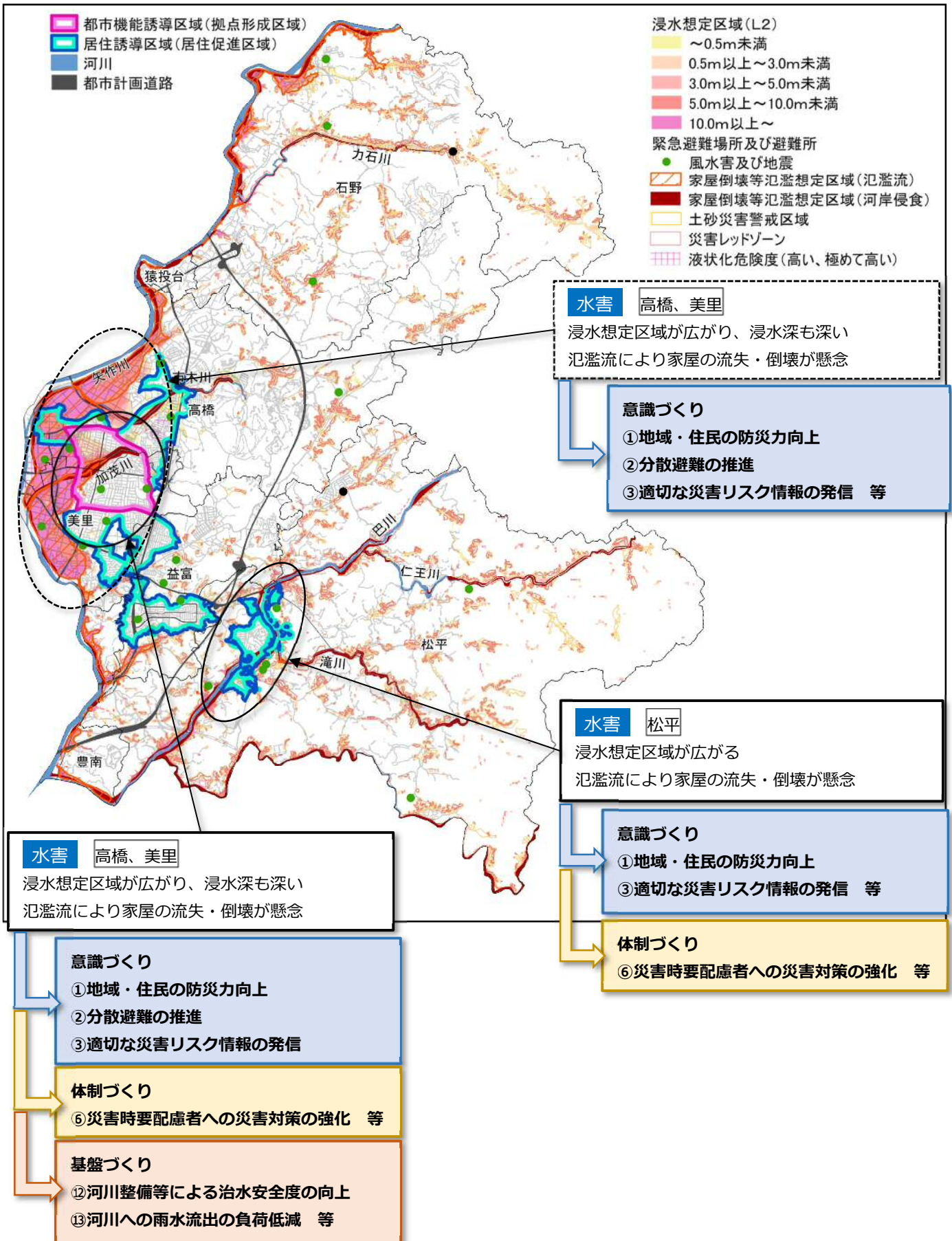
○居住誘導区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上や分散避難の推進により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。
- ・災害時要配慮者への災害対策の強化を図ることで、災害時要配慮者の安全確保に努めます。
- ・矢作川鵜の首地区水位低下対策や矢作川上流圏域における河道掘削・樹木伐採等を着実に進めることで、治水安全度の向上を図ります。

○居住誘導区域以外の区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上や分散避難の推進により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。

課題と主な取組位置図



⑤ 南部地域 1

<課題と主な取組>

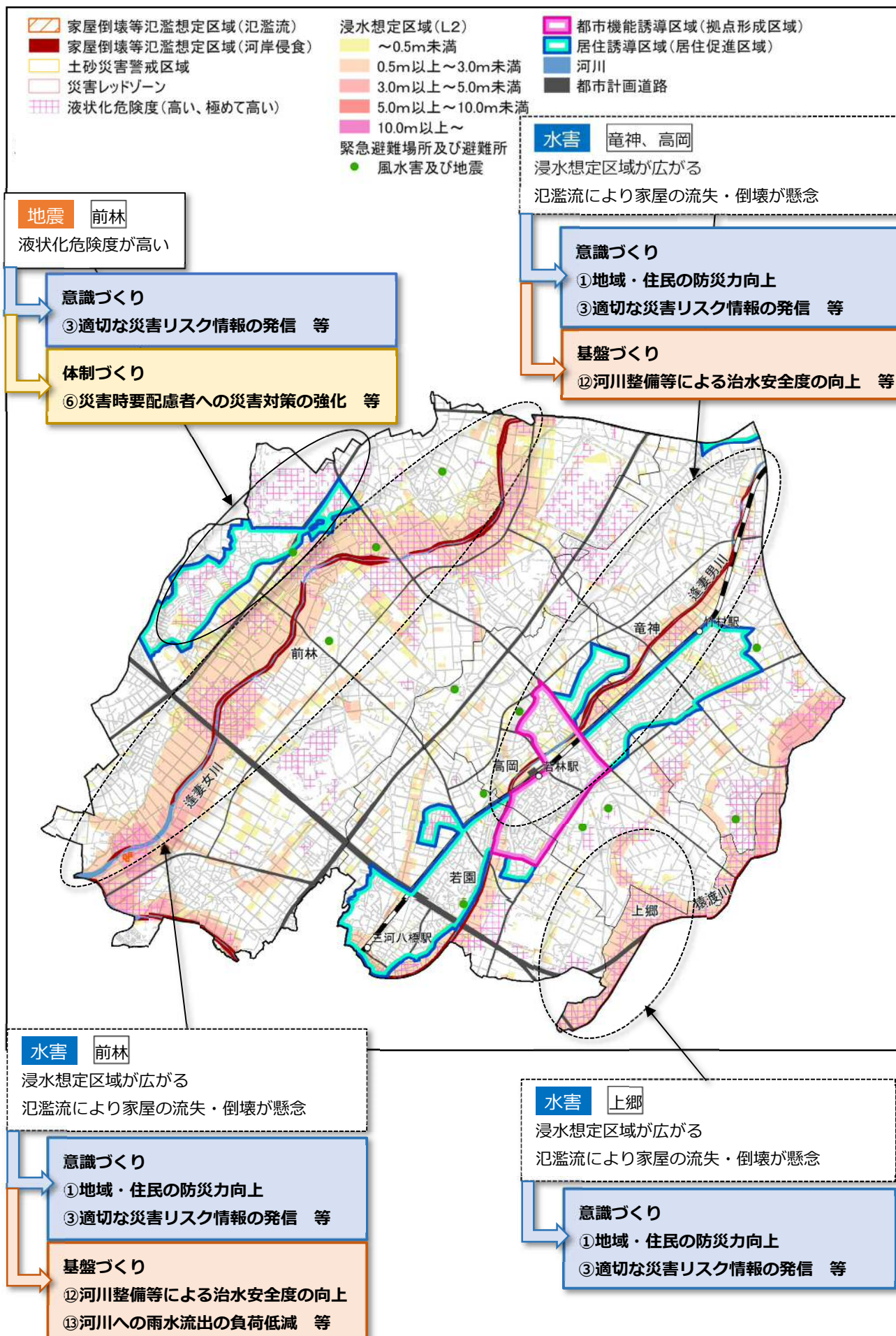
○居住誘導区域

- ・液状化危険度が高いエリアが一部存在するため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図り、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。
- ・災害時要配慮者への災害対策の強化を図ることで、災害時要配慮者の安全確保に努めます。

○居住誘導区域以外の区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報の発信を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、住民の防災力向上により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。
- ・逢妻女川、逢妻男川における河道、河床掘削等やため池への治水機能付加整備を着実に進めることで、治水安全度の向上を図ります。

課題と主な取組位置図



⑥ 南部地域 2

<課題と主な取組>

○居住誘導区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。
- ・災害時要配慮者への災害対策の強化を図ることで、災害時要配慮者の安全確保に努めます。

○居住誘導区域以外の区域

- ・河川周辺において浸水想定区域が広がり、氾濫流による家屋倒壊等が懸念されるため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の防災力向上により、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。
- ・液状化危険度が高いエリアが一部存在するため、適切な災害リスク情報を発信することで防災知識の普及及び防災意識の醸成を図り、迅速な避難行動や平時からの備えを促します。

課題と主な取組位置図

